

# 第2次結城市男女共同参画後期基本計画

平成 28 年 3 月

結 城 市





## はじめに

男女共同参画社会を実現することは 21 世紀の重要課題の一つであり、国においては、平成 27 年 9 月に「女性活躍推進法」が制定されるなど、「男女共同参画社会基本法」に基づき積極的な取り組みが進められています。

本市におきましても、「男女共同参画都市宣言」や「結城市男女共同参画推進条例」の制定、「結城市男女共同参画基本計画（たままゆプラン）」の策定を行い、これらに基づきながら男女共同参画社会に向けた施策を着実に実行してまいりました。

近年は、少子高齢化の進行、家族形態や社会経済情勢の変化、度重なる自然災害などにより環境が大きく変化し、市民のニーズや価値観も多様化しています。

このような状況を踏まえ、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 2 次結城市男女共同参画基本計画」の中間年度として施策の見直しを行い、新たに女性の活躍推進法への対応や防災に関する分野への参画の拡大等を追加し、平成 28 年度から後半の 5 年間に向けた「第 2 次結城市男女共同参画後期基本計画」を策定いたしました。

この計画では、「人権の尊重と男女平等の実現～ともに認めあい、支えあい、自分らしく輝ける社会をめざして～」を基本理念に、「ともに育む意識づくり」「ともに働く環境づくり」「ともに自立し参画する社会づくり」「ともに尊重し合えるところとからだづくり」の 4 つの基本目標を掲げて、結城市の男女共同参画社会の形成を目指しております。

今後も、市民の皆様と事業所、各種市民団体、行政が一体となり、男女がともに責任を分かち合いその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、結城市男女共同参画基本計画推進委員会委員及び後期基本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました市民や関係各位の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

結城市長 前 場 文 夫

# ～ 目 次 ～

市長あいさつ

目次

男女共同参画都市宣言文

## 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 社会的背景	2
(1) 世界の動き	2
(2) 日本の動き	2
(3) 茨城県の動き	3
(4) 結城市の動き	4
3. 計画の性格	5
4. 計画の構成及び期間	6
5. 本市を取り巻く現状	7
(1) 人口の推移	7
(2) 出生の状況	8
(3) 未婚率の状況	9
(4) 女性の労働力率の状況	9
(5) 方針決定の参画の状況	10
(6) 女性相談及び配偶者等からの暴力の状況	11
6. 男女共同参画に関する市民意識調査結果抜粋	12
(1) アンケート回答者について	12
(2) 男女共同参画社会に関する意識について	13
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について	15
(4) ドメスティック・バイオレンスについて	17
(5) 男女の就業について	18
(6) 社会参画について	20
7. 計画の基本理念	23
8. 基本目標と施策の方向性	24

## 第2章 施策の展開

基本目標1. とともに育む意識づくり	29
基本目標2. とともに働く環境づくり	33
基本目標3. とともに自立し参画する社会づくり	37
基本目標4. とともに尊重し合えるところとからだづくり	41

## 第3章 計画の推進

1. 計画の推進体制	45
2. 目標値の設定	47

## 資料編

1. 計画策定の経過	49
2. 諮問書	50
3. 答申書	51
4. 第2次結城市男女共同参画後期基本計画策定委員会設置要項	52
5. 第2次結城市男女共同参画後期基本計画策定委員会委員名簿	53
6. 結城市男女共同参画基本計画推進委員会設置要綱	54
7. 結城市男女共同参画基本計画推進委員会委員名簿	55
8. 結城市男女共同参画行政推進会議設置要項	56
9. 結城市男女共同参画行政推進会議委員名簿	57
10. 結城市男女共同参画行政ワーキング会議設置要項	58
11. 男女共同参画行政ワーキング会議委員名簿	59
12. 第2次結城市男女共同参画後期基本計画策定体制	60
13. 男女共同参画関連法等	61

# 男女共同参画都市宣言文

みどり豊かな自然 歴史あふれるまち  
そこに住む人々が調和する 結城市

このまちに住むわたしたちは

お互いに

人権を尊重し

責任を担い

性別にとらわれることなく

自らの個性と能力が発揮でき

すべての人が心豊かにいきいきと暮らせるまち

結城をめざして

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 16 年 11 月 3 日

結城市



結城市マスコットキャラクター  
「まゆげった」

# 第1章

## 計画策定にあたって

---



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の形成とは、『男女共同参画社会基本法』（平成11年制定）第2条において、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されており、本市においても市民一人ひとりが幸せに生きるために、「第2次結城市男女共同参画基本計画（たままゆプラン）」に基づき人権の尊重と男女平等の実現を念頭に置きながら、男女共同参画社会<sup>※1</sup>の実現を目指して事業を推進してきました。

しかしながら、私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化の一層の進展、経済の長期低迷と閉塞感の高まり、情報通信の高度化、家庭形態の多様化など、絶え間なく変化し、度重なる自然災害等から防災意識が高まるなど、市民の価値観やニーズも多様化してきました。

平成27年1月に本市が行った「男女共同参画に関する市民意識調査」では、職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的性別役割分担意識<sup>※2</sup>が依然として残っていることや、社会の様々な分野での男女間の格差がまだまだ埋まらず、さらにドメスティック・バイオレンス<sup>※3</sup>（DV）をはじめ、女性に対する多様なハラスメントの問題も生じているなど人権を侵害する問題への関心が高まっています。

また、男性の子育てや介護、地域活動への参加、女性の職場へのさらなる進出など、男女がともに参画することができる環境を構築することが求められています。

こうした現状を踏まえて、本市の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会形成への施策を継続的に推進するため、「第2次結城市男女共同参画後期基本計画（たままゆプラン）」を策定するものです。

※1 **男女共同参画社会**：男女が対等な立場にある社会の構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会が保障されることにより、誰もが政治的、経済的、社会的及び文化的な利益（暮らしやすさ）を享受でき、かつ、共に責任を担っていく社会のことです。なお、「参画」という言葉は、ただ参加する（その場にいる）だけではなく、自分の意思で主体的かつ積極的に加わり、男女が共に考えて実行していくことをいいます。

※2 **固定的性別役割分担意識**：「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるように、個人の個性や能力などによって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。男女がともに能力を発揮できる調和の取れた社会の発展を進めるためには、このような意識を変えていくことが必要です。

※3 **ドメスティック・バイオレンス（DV）**：配偶者や恋人からの暴力のこと。主に暴力の被害者は多くの場合女性で、女性の人権を著しく侵害する社会的問題となっています。（身体的な暴力だけではなく、精神的、性的暴力なども含まれます。）

## 2. 社会的背景

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、世界規模で行われています。本計画もその潮流に連動しており、目指す方向性も共通しています。

### (1) 世界の動き

世界では、平成7年（1995年）に北京において「第4回世界女性会議（北京会議）」が開催され、女性の地位向上のために世界各国が取り組むべき課題と具体策を示した「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

15年後の平成22年（2010年）3月には、「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、国連機能強化におけるジェンダー機関の統合などの決議が採択されました。

これを受けて、平成23年（2011年）1月には国連の四つの機関を統合・強化する形で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」が活動を開始しました。

平成27年（2015年）には、「第4回世界女性会議（北京会議）」から20年目を迎え、「第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）」がニューヨークで開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」や「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価等を実施して、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」などが採択されました。

### (2) 日本の動き

日本では、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として平成22年（2010年）に「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画では、新たに「男性、子どもにとっての男女共同参画」や「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」、「科学技術・学術分野における男女共同参画」、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が重点分野として具体的な成果目標を設定しています。

また、社会情勢が変化する中で、男女共同参画を取り巻く課題も多様化していることから、近年では、『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」）』や『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」）』、『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」）』が改正されるなど、様々な法や制度の整備が進められています。

さらに、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、指導的地位への女性の参画促進に向けて、平成27年（2015年）8月に、女性の採用、登用、能力開発などのための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）』を制定しました。

また、女性の活躍推進に向けた基盤として、男性の家事、育児などへの参画に向けた取り組みや非正規労働への対策、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など女性に対する暴力の予防と根絶などについても、取り組みが進められています。

こうした内容を含めて、平成27年（2015年）12月「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

### （3）茨城県の動き

茨城県では、平成8年（1996年）に、県が取り組むべき女性施策の指針として、男（ひと）と女（ひと）のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定しました。

平成13年（2001年）4月には、男女共同参画社会の実現に向けて、県や県民、事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を施行しました。

平成14年（2002年）3月に、条例の基本理念を具現化と実効性のある施策を展開していく法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」を策定し、その後、平成18年（2006年）に具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」に改訂され、計画を進行しています。

平成23年（2011年）には、茨城県男女共同参画推進条例に基づく「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）いきいきいばらきハーモニープラン」（平成23～27年度）を策定しました。

平成27年2月には「茨城県男女共同参画社会県民意識調査」を実施し、「様々な分野における男女共同参画の推進」、「持続可能で多様な働き方のための環境の整備」及び「一人ひとりの人権が尊重される幸せな社会の構築」をめざして、平成28年（2016年）3月に「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」を策定しています。

#### (4) 結城市の動き

本市においては、平成10年（1998年）に秘書課女性政策係を設置し、平成11年（1999年）には、企画政策課女性政策室を設置しました。

平成13年（2001年）5月に、市内女性団体と公募者で構成された市民の男女共同参画推進の主軸となる「ゆうき女性会議」を発足し、平成14年（2002年）に、「人権の尊重と男女平等の実現」を基本理念に掲げて、本市の男女共同参画推進の基盤となった「結城市男女共同参画基本計画（たままゆプラン）」を策定しました。

平成16年（2004年）11月には「男女共同参画都市宣言」を行い、宣言文に「互いに人権を尊重し 責任を担い 性別にとらわれることなく 自らの個性と能力が発揮でき すべての人が豊かにいきいきと暮らせるまち結城をめざして」を掲げて、県内5番目の男女共同参画宣言都市となりました。

平成19年（2007年）には、ゆうき女性会議と共同で男女共同参画啓発誌「たまま～ゆ」を制作し、11月には「みんなのチームワーク！仕事と暮らしの調和を目指して」をテーマに宣言都市3周年記念シンポジウムを開催しました。

平成21年（2009年）に「自分が変われば相手も変わる未来は豊かに」をテーマに宣言都市5周年シンポジウム、平成23年（2011年）には「絆でつむぐ明日の結城」をテーマに宣言都市7周年記念シンポジウムを開催するなど、広く市民に向けて男女共同参画の啓発と意識の醸成を図りました。

さらに、平成23年（2011年）3月には、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「結城市男女共同参画推進条例」を制定し、「第2次結城市男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成25年（2013年）、市の機構改革により市民活動支援センター男女共同参画係が設置され業務を移管しました。

平成26年（2014年）11月には、「共に生き、共に輝く ゆうき」をテーマに市制施行60周年記念事業男女共同参画宣言都市10周年記念シンポジウムを開催し、ゆうき女性会議による身近な話題の寸劇や市内各所で活躍する市民によるパネルディスカッション、グローバルな視点からの講演を行い、多種多様な視点の男女共同参画を多くの市民に啓発することができました。

平成27年（2015年）1月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、これまでの取り組みの見直しや新たな課題の見出しを図り、市民のニーズと平成27年（2015年）8月成立の「女性活躍推進法」の要旨を取り入れて、平成28年（2016年）3月に「第2次結城市男女共同参画後期基本計画」を策定するものです。

### 3. 計画の性格

本計画は、「結城市男女共同参画推進条例」第13条に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」や「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）いきいきいばらきハーモニープラン」、「第5次結城市総合計画」をはじめとして庁内の関連する計画との整合性に配慮しながら策定するものです。

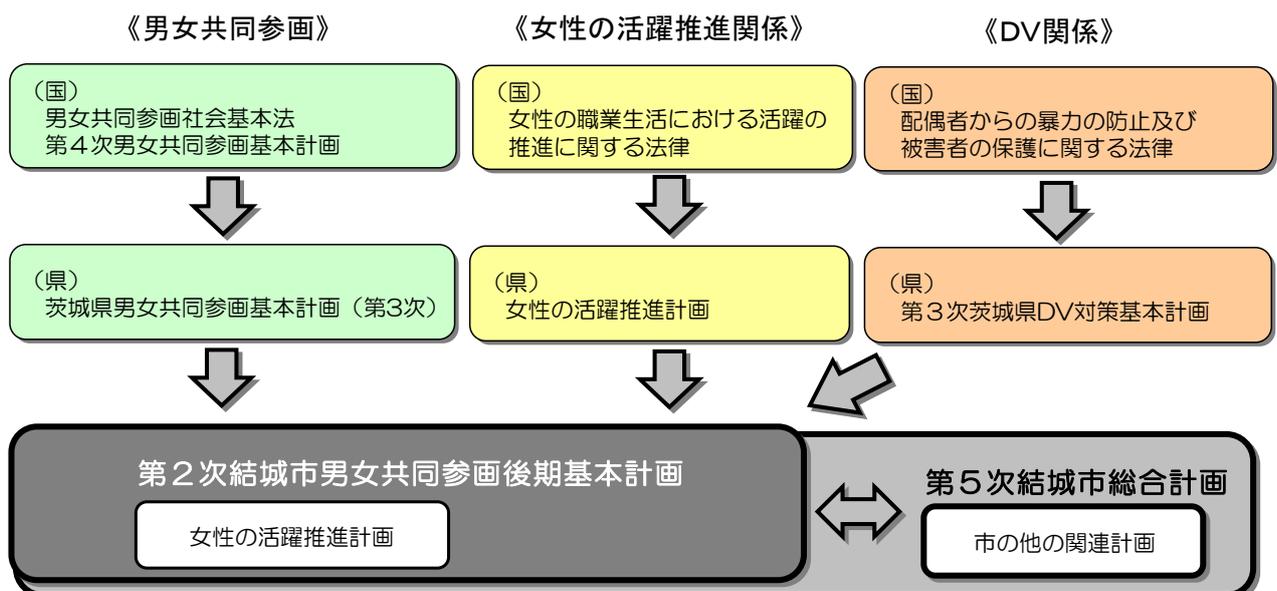
また、「男女共同参画に関する市民意識調査」や意見公募（パブリック・コメント）を反映し、「男女共同参画基本計画推進委員会」や「第2次男女共同参画後期基本計画策定委員会」の設置に際して、ゆうき女性会議をはじめとする市民団体からの委員選出と市民公募枠を設けることで、市民参画の計画とします。

さらに、庁内組織として「男女共同参画行政推進会議」や「男女共同参画行政ワーキング会議」をもとに策定を行い、本市の男女共同参画社会の実現に向けた総合的、包括的な施策への取り組みの指針となるものです。

また、「女性活躍推進法」の制定により、本市においても職業生活における女性の活躍を推進するため、多様な分野への女性の参画を促進するとともに、職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備や妊娠・出産等による不利益取扱防止の啓発強化、情報の収集・整理・提供、啓発活動などを行い、第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、本計画と一体的に策定するものです。

さらに、「DV防止法」に関する施策や取り組みにも配慮した計画とします。

この計画の推進にあたっては、常に社会情勢の変化や環境の変化に柔軟に対応していくものとします。



## 4. 計画の構成及び期間

### (1) 基本構想

基本構想は、時代の潮流を十分に踏まえ、人権尊重や男女共同参画の視点に立って、新たな課題への取り組みを示すとともに、本市における男女共同参画社会の実現に向けたあらゆる施策の新たな指針となるものです。

基本構想の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間としています。

### (2) 後期基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策体系を示すとともに、各施策の方向性、達成目標などを明らかにするものです。

基本計画の計画期間は、前期基本計画を平成23年度(2011年)から平成27年度(2015年)の5年間、後期基本計画を平成28年度(2016年)から平成32年度(2020年)の5年間とします。

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				

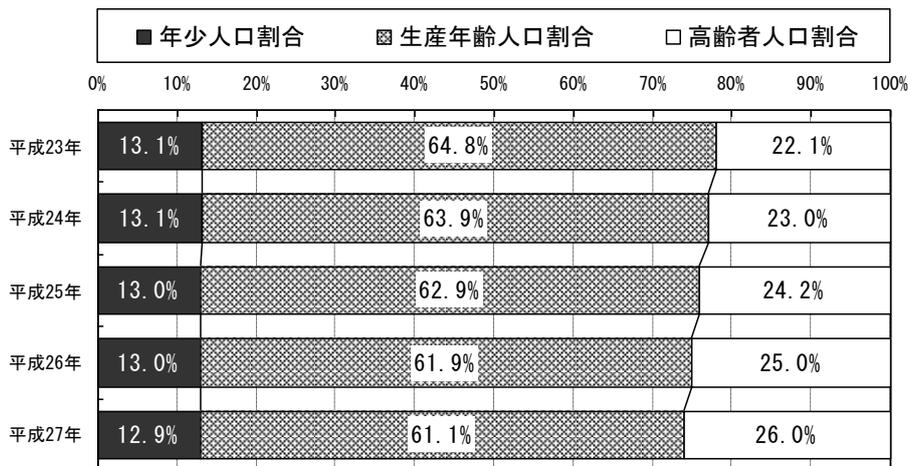
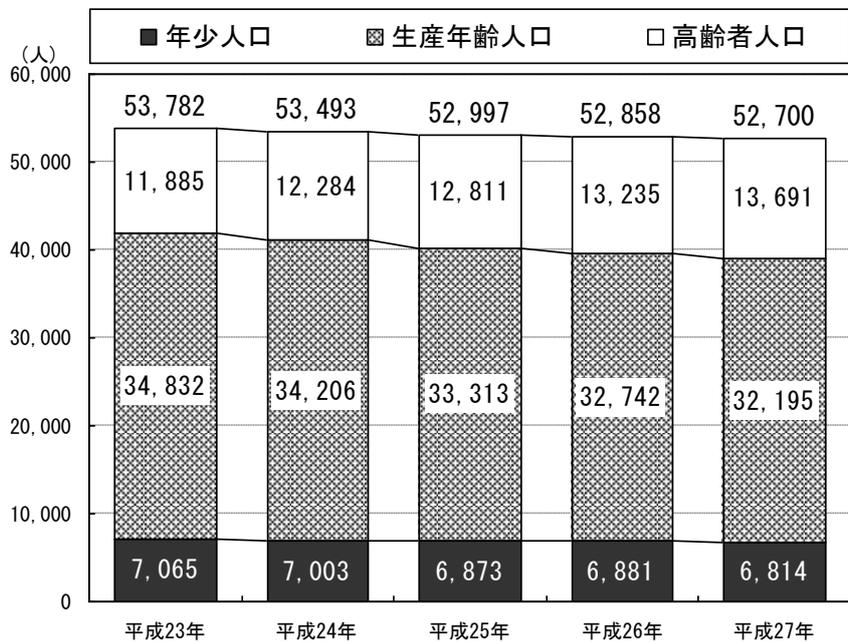
## 5. 本市を取り巻く現状

### (1) 人口の推移

本市の人口は、53,782人（平成23年）から52,700人（平成27年）へと年々減少しています。

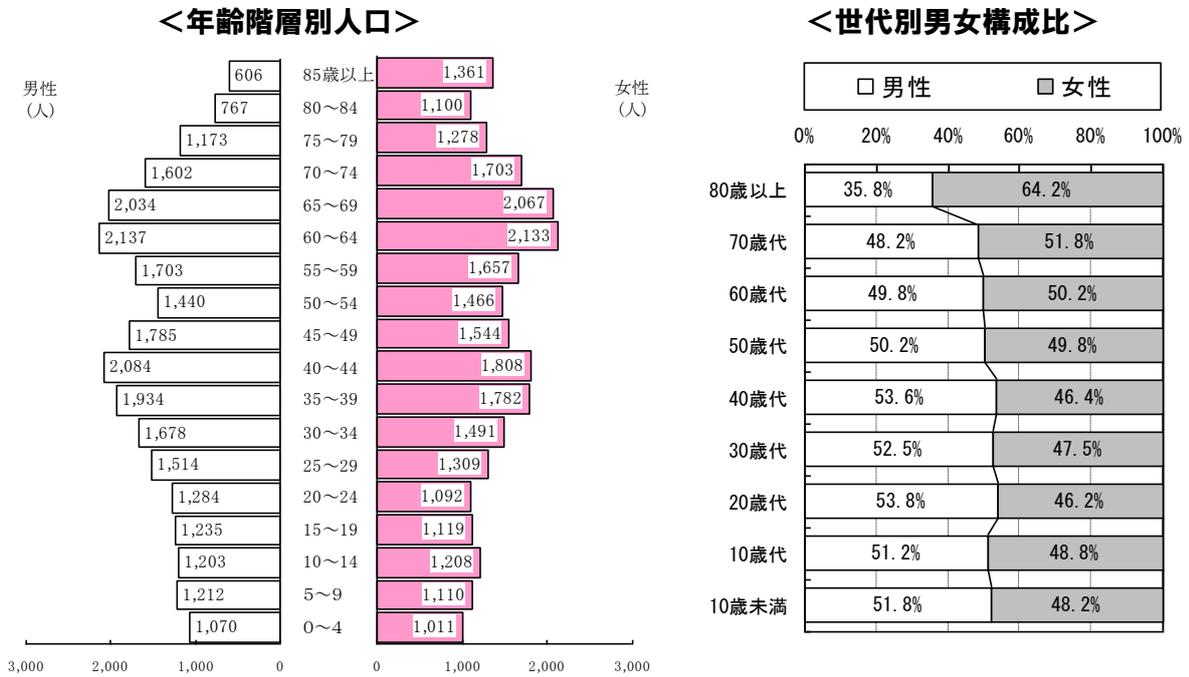
また、本市の人口構造は、年少人口割合（15歳未満）及び生産年齢人口割合（15歳以上65歳未満）が減少し、高齢者人口割合（65歳以上）が増加する「少子高齢化」の一途をたどっています。

<人口推移・人口割合>



資料：住民基本台帳（外国人登録含む 各年4月1日現在）

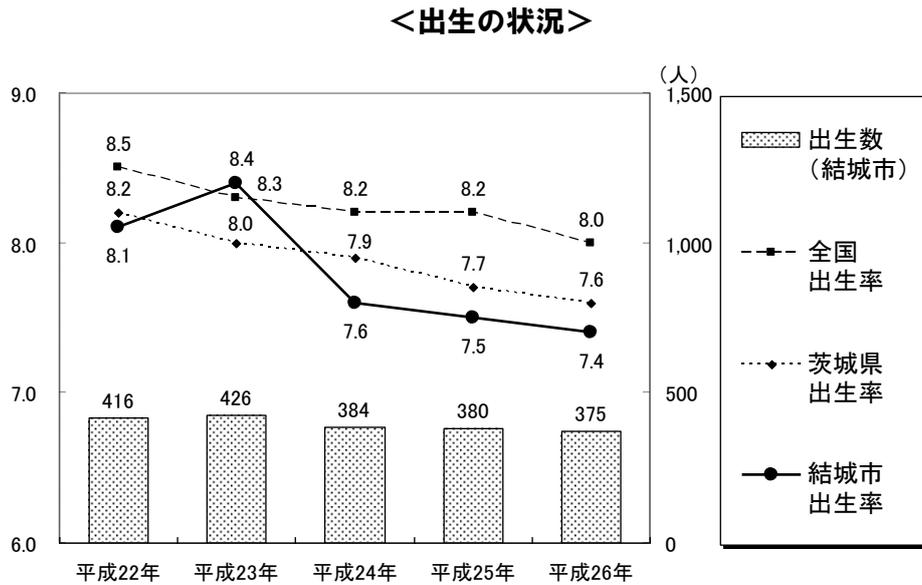
年齢階層別人口では、男女ともに60～64歳の人口が一番多くなっています。世代別にみると、60歳代以上から女性の割合が男性の割合を上回っています。



資料：住民基本台帳（外国人登録含む 平成27年4月1日現在）

(2) 出生の状況

本市の出生数は、416人（平成22年）から375人（平成26年）と減少しています。また、平成24年以降、全国や県平均を下回って推移しています。

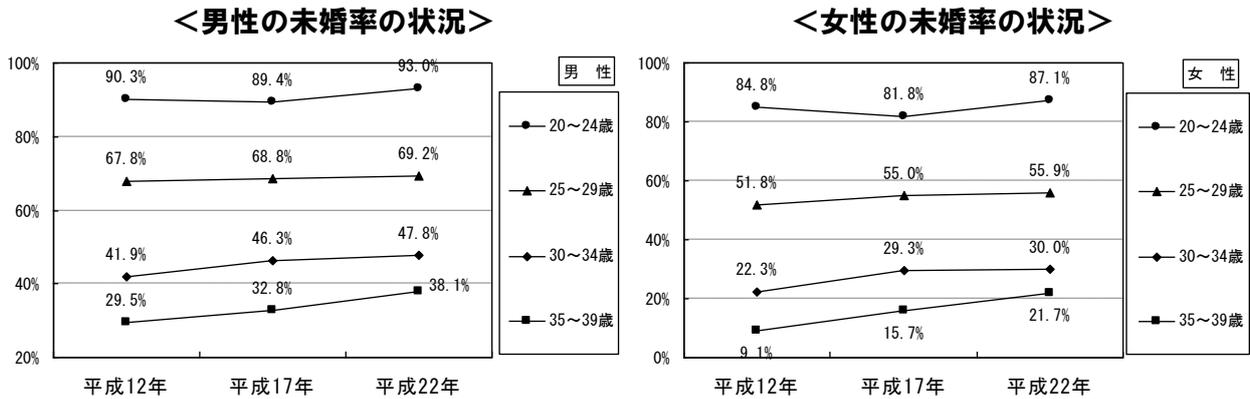


資料：茨城県保健福祉統計年報

### (3) 未婚率の状況

5年に一度の国勢調査による本市の未婚率では、20歳から5歳ごとの年齢別において男女ともに上昇傾向にあります。

特に、男女ともに35～39歳の未婚率の上昇が顕著で、将来、単身世帯の増加など家族形態の変化への大きな影響が懸念されます。



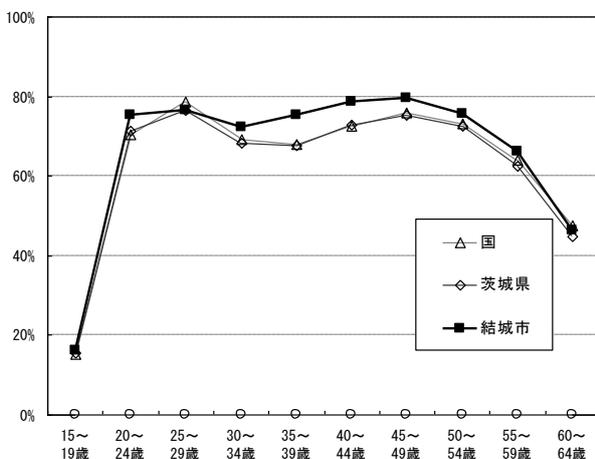
資料：国勢調査

### (4) 女性の労働力率の状況

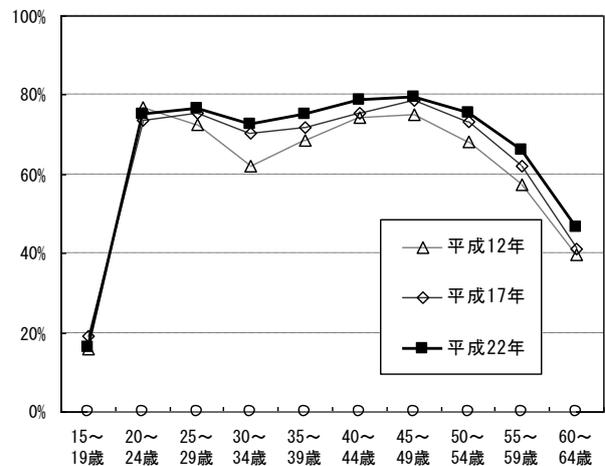
本市の女性の労働力率を年齢階級別にみると、国、茨城県、本市ともに、25～29歳と45～49歳の2つを頂点とし、30～34歳を谷とする「M字カーブ」を示し、25歳前後で結婚や出産のため離職する様子が表れています。また、本市の平成22年の30～34歳のM字の谷を押し上げている要因には、就労環境の改善の他に前記の未婚率の上昇の影響が考えられます。

労働力率 = 労働力人口（就業者 + 完全失業者） / 15歳以上人口（労働力状態不詳を含む）

#### <国、県、本市の女性の労働力率比較（平成22年）>



#### <本市の女性の労働力率経年変化>



資料：国勢調査

(5) 方針決定の参画の状況

本市における女性の登用状況をみると、平成27年度では30の審議会のうち28の審議会に女性が登用され、女性委員数は総数419人のうち111人で、女性比率は26.5%となって少しずつですが増加傾向となっています。しかし、平成26年度現在の国・県、県内市町村平均と比較すると、本市はそれらより下回っています。

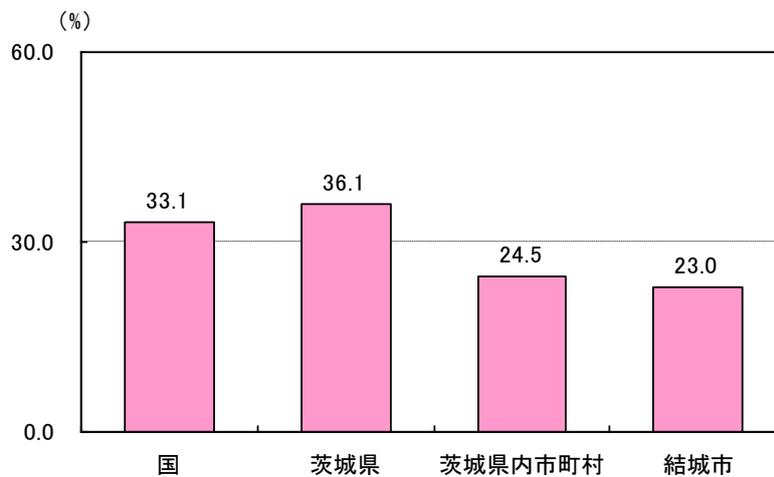
また、自治会長（区長）の女性比率をみると、平成24年度から平成27年度にかけて年々上昇していますが、まだまだ比率は3.1%と低く、女性の自治会長（区長）への参画が課題となっていることがうかがえます。

＜本市における女性の参画状況 各年4月1日現在＞

	地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					市議会議員に占める女性 議員の割合			自治会長(区長)に 占める女性の割合		
	審議会等数	女性を含む 審議会	委員数	女性委員数	女性比率(%)	議員数	女性議員数	女性比率(%)	自治会長数	女性区長数	女性比率(%)
平成23年度	26	22	349	77	22.1	20	2	10.0	192	3	1.6
平成24年度	26	23	351	81	23.1	19	2	10.5	192	3	1.6
平成25年度	30	27	399	100	25.1	19	2	10.5	193	3	1.6
平成26年度	31	26	395	91	23.0	19	2	10.5	192	4	2.1
平成27年度	30	28	419	111	26.5	18	2	11.1	192	6	3.1

資料：市民活動支援センター

＜女性の参画状況比較 審議会等女性比率 平成26年4月1日現在＞



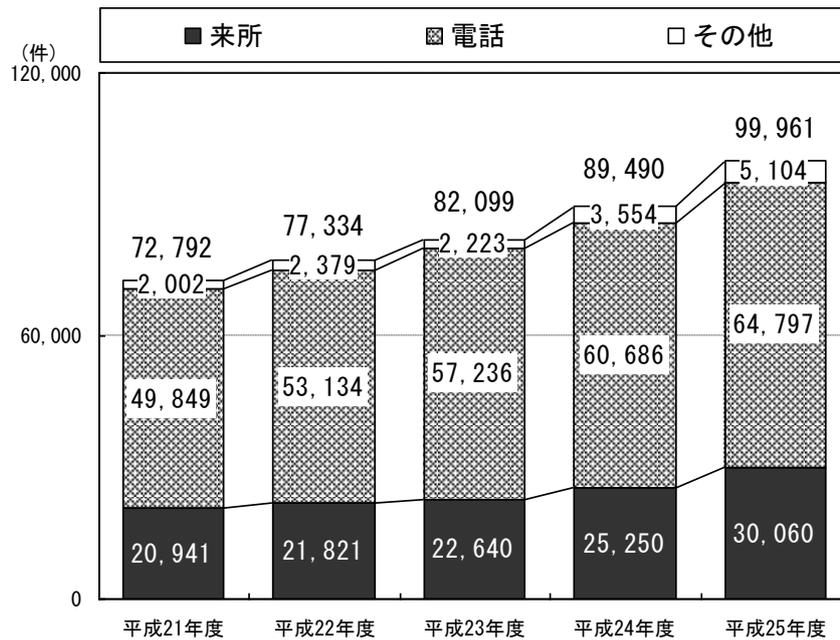
資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会形成又は女性に関する施策の推進状況

### (6) 女性相談及び配偶者等からの暴力の状況

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、72,792件（平成21年度）から99,961件（平成25年度）へと大幅に増加しています。

相談体制の充実によって、潜在していた事態が表面化した件数の増加とも考えられますが、いずれにしても深刻な状況となっています。

#### <全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移>



資料：内閣府

## 6. 男女共同参画に関する市民意識調査結果抜粋

平成27年1月に本市に在住する1,000人を対象に、男女共同参画に関する意識や実態を把握するために、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

対象	対象者数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)
市民	1,000	360	36.0

### ※分析・表示について

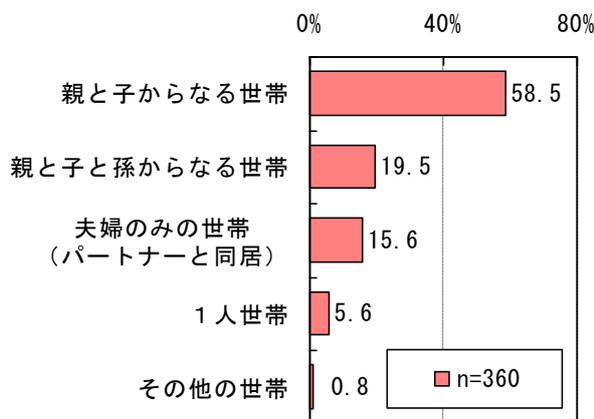
- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入。よって、比率が0.05未満の場合には0.0と表記する。したがって、合計が100.0%とならないこともある。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者数を基数として比率算出を行う。したがって、比率計が100%を超えることがある。
- ・グラフ中の(n=○)は、その項目の有効回答者数で、比率算出における基礎となっている。
- ・クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除く集計とした部分があるため、単純集計の結果と合致しない場合がある。
- ・経年比較の「平成21年調査」については、平成21年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」を引用する。

### (1) アンケート回答者について

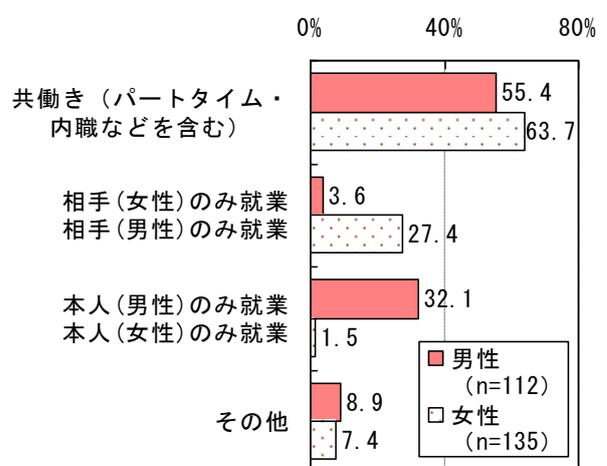
アンケート調査の回答者の状況については、世帯構成では「親と子からなる世帯」(核家族)が全体の約6割と最も多く、就労形態では男女ともに「共働き(パートタイム・内職などを含む)」が5割以上と最も多くなっています。

また、男女どちらか一方のみ就業の場合は、男性のみ就業が多くなっています。

<世帯構成について>



<就労形態について>

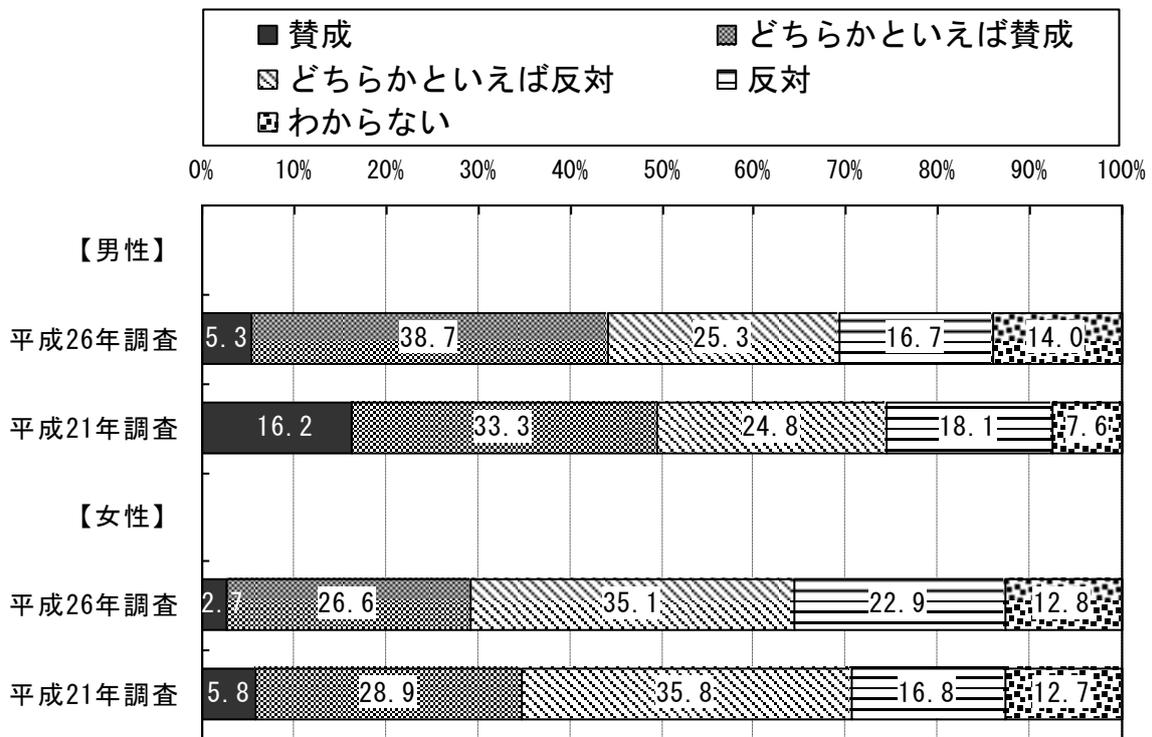


(2) 男女共同参画社会に関する意識について

「男は仕事，女は家庭」という固定的性別役割分担意識については，「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせると，女性が58.0%であるのに対し，男性は42.0%と少なく，平成21年度調査と比べると，男女ともに賛成する考えが減少し反対する考えが増加していますが，依然として男女間に大きな意識の違いが見られます。

また，「わからない」の回答が，平成21年度調査から男女ともに増加していることから，今後も継続して意識の啓発に努めなければなりません。

<「男は仕事，女は家庭」という考え方について>

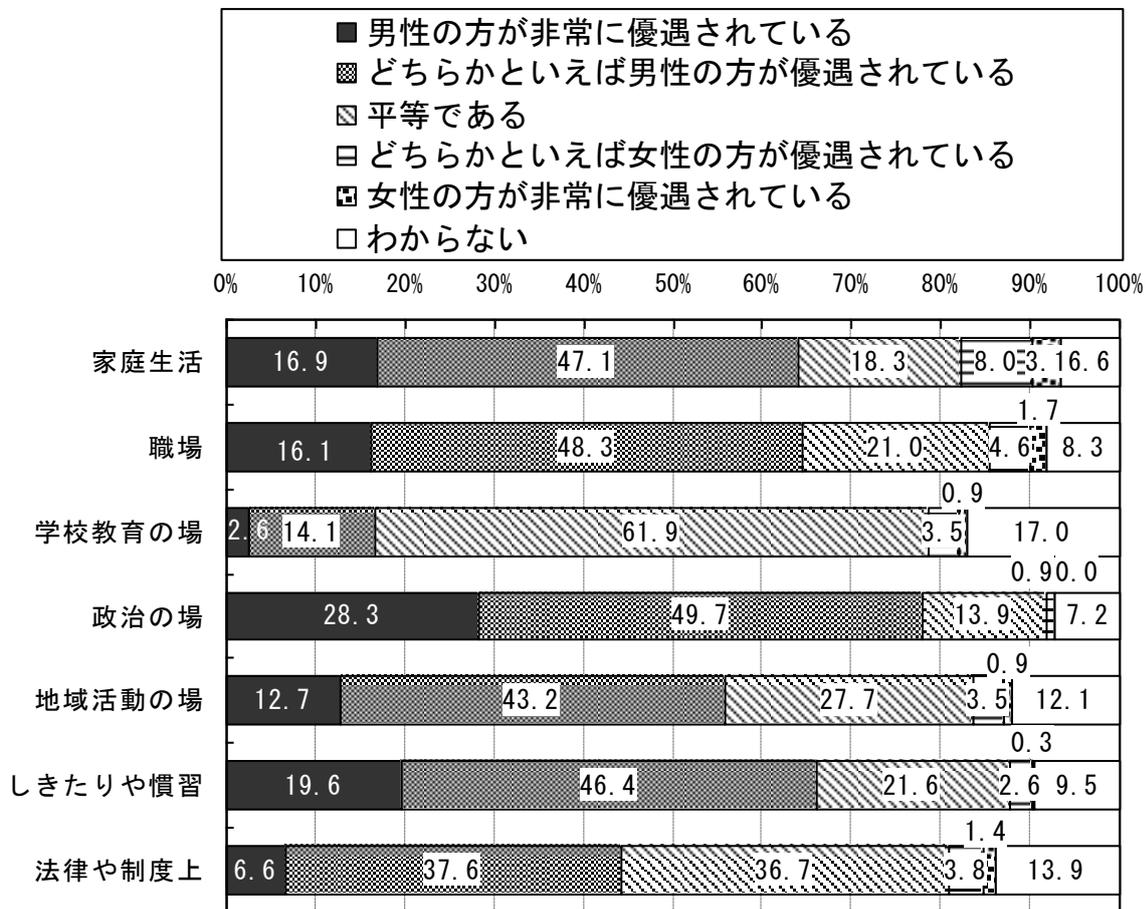


男女の地位の平等感について、「平等である」割合は、「学校教育の場」が最も多く、次いで「法律や制度上」がやや多くなっていますが、その他の分野においては依然として平等になっていないと回答した人の割合が多くなっています。

また、市民意識調査の結果では、男性と女性とで、各分野における地位の不平等感に大きな違いが見られました。

今後も、家庭・学校・社会などあらゆる場において、「男だから」「女だから」という社会的・文化的に形成された性別による固定化されたものにとらわれない意識の浸透を図っていくことが必要となっています。

＜男女の平等感について＞

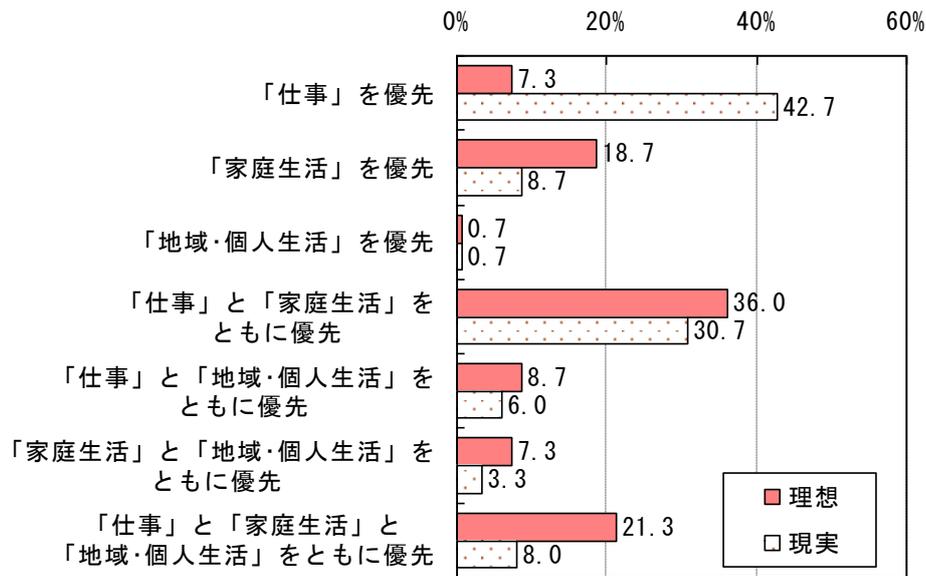


(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

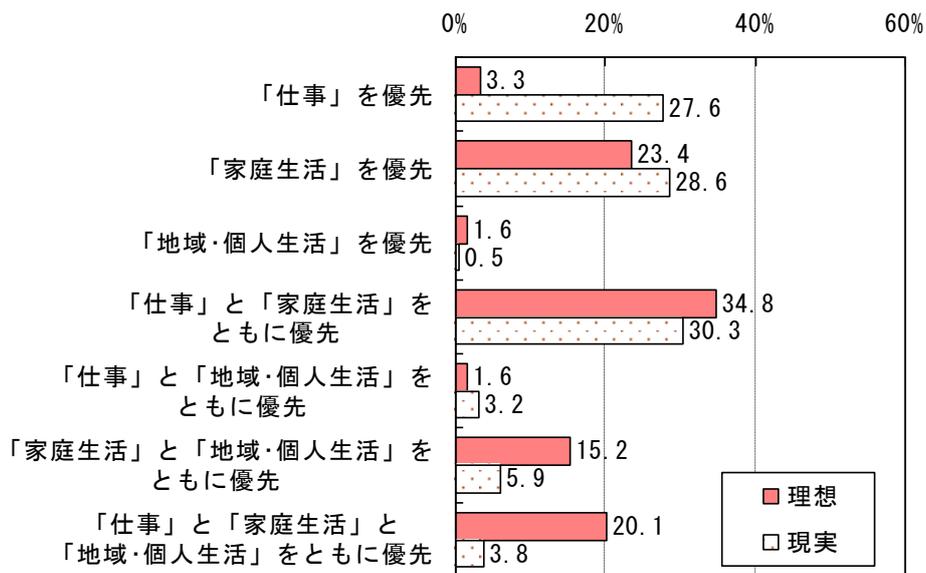
生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の優先度については、男女ともに『「仕事」を優先』において現実と希望で大きな差がありました。

また、「仕事」と「家庭」と「地域・個人生活」のすべてをともに優先させたいという理想を持ちつつも、現実には困難であることがうかがえます。

<生活の中での活動の優先度（男性）>



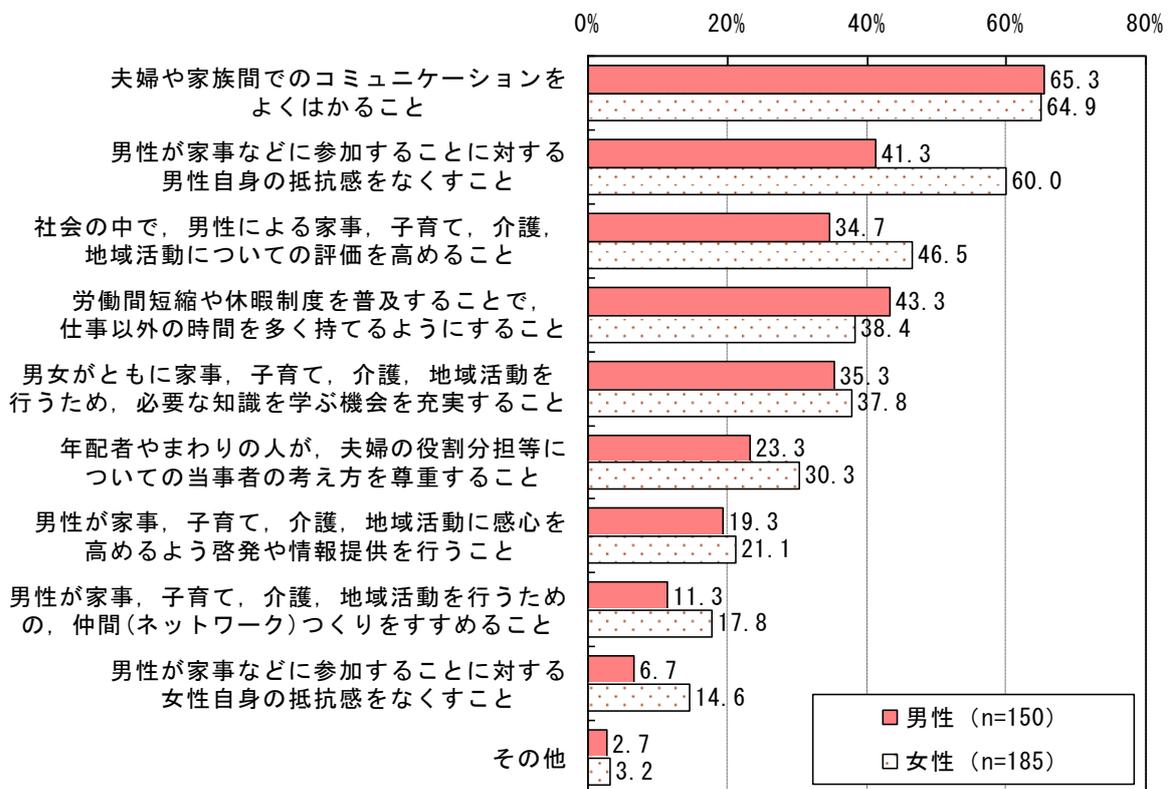
<生活の中での活動の優先度（女性）>



男性と女性がともに家事，子育て，介護，地域活動に積極的に参加していくために必要なことについては，男性女性ともに，「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も多く，次いで男性では「労働時間短縮や休暇制度を普及することで，仕事以外の時間を多く持てるようにすること」が多くなっていて，女性では「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が多くなっています。

夫婦や家族間においてコミュニケーションを図り，お互いを理解し合い，役割を分担しながら責任を分かち合っていくことが求められていることから，ワーク・ライフ・バランスについての情報提供や啓発を進めていきます。

**<家事，子育て，介護，地域活動に積極的に参加していくために必要なこと>**

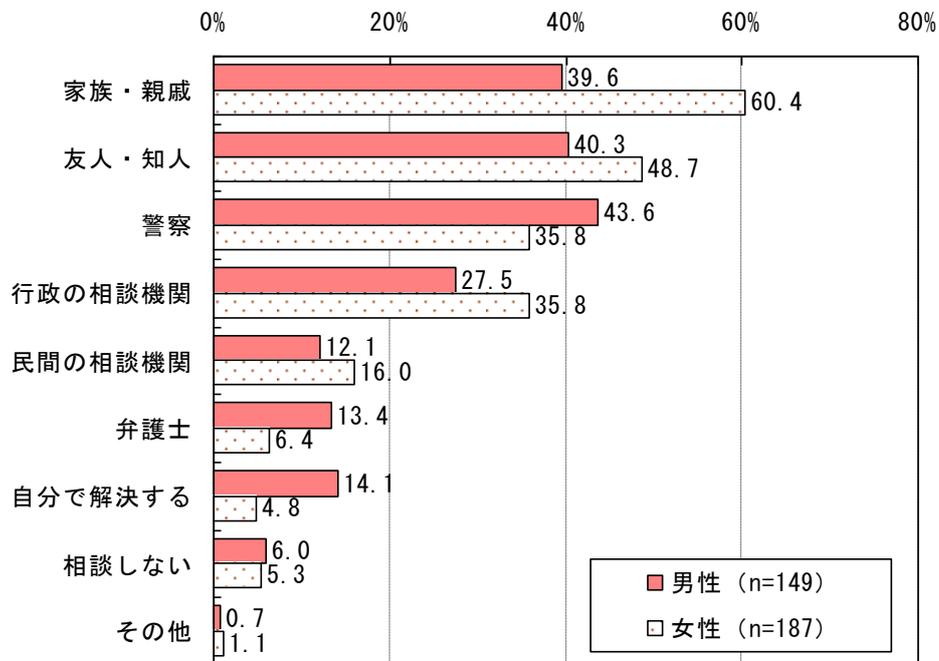


(4) ドメスティック・バイオレンスについて

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」）を受けた場合、どこに相談するかでは、男性は「警察」が最も多く、次いで「友人・知人」、「家族・親戚」で、女性は「家族・親戚」が最も多く、次いで「友人・知人」、「警察」、「行政の相談機関」となっています。一方で「自分で解決する」、「相談しない」と相談しない人もいます。

「DV防止法」においては、暴力の防止及び被害者の保護に関する実施体制などを整備することが求められています。このようなことも踏まえ、暴力のない環境づくりを進めるとともに、暴力を受けた人の相談窓口などに関する情報提供の充実も必要となっています。

<DVを受けた場合の相談相手>

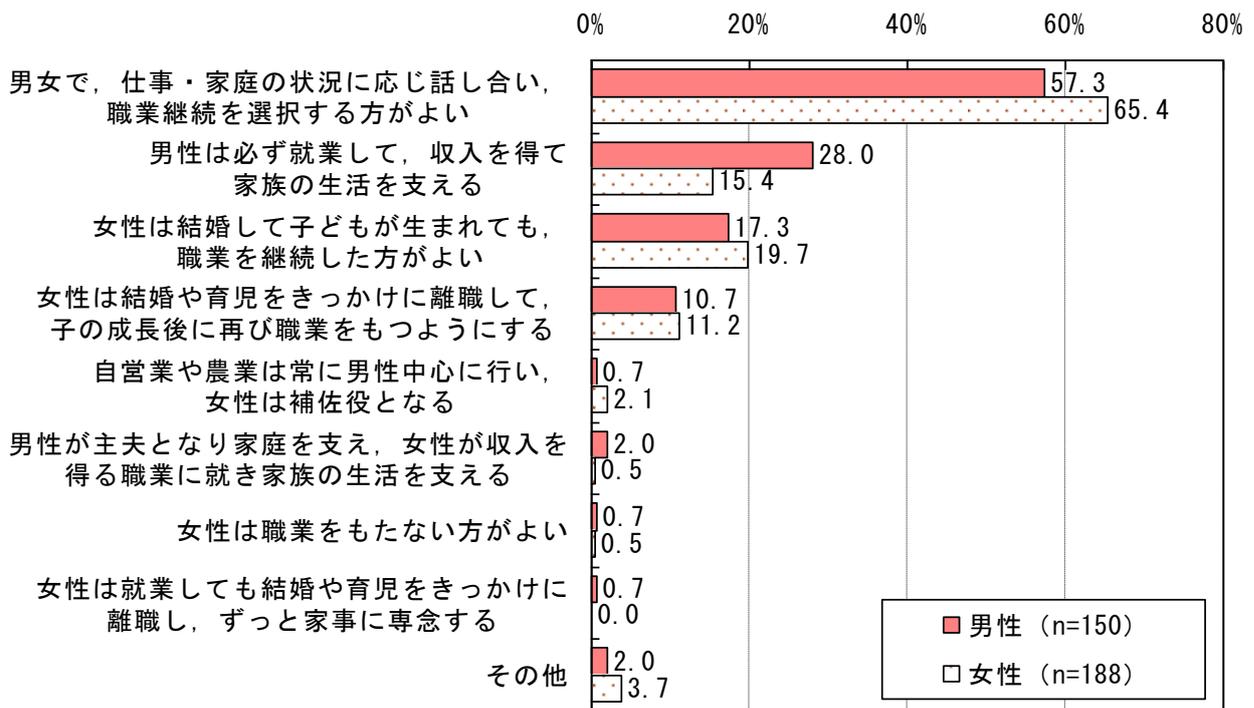


(5) 男女の就業について

仕事とその他の生活（家庭や地域活動など）を両立させるうえの悩みや問題については、男女ともに「男女で、仕事・家庭の状況に応じ話し合い、職業継続を選択する方がよい」が最も多く、次いで男性では「男性は必ず就業して、収入を得て家族の生活を支える」が多くなっていて、女性では「女性は結婚して子どもが生まれても、職業を継続した方がよい」が多くなっています。

女性が就労しやすい環境をつくるためには、制度の見直しや男性の長時間労働の改善、育児への積極的な参加を促進するとともに、育児・介護休業制度を利用しやすい環境整備をしていく必要があります。

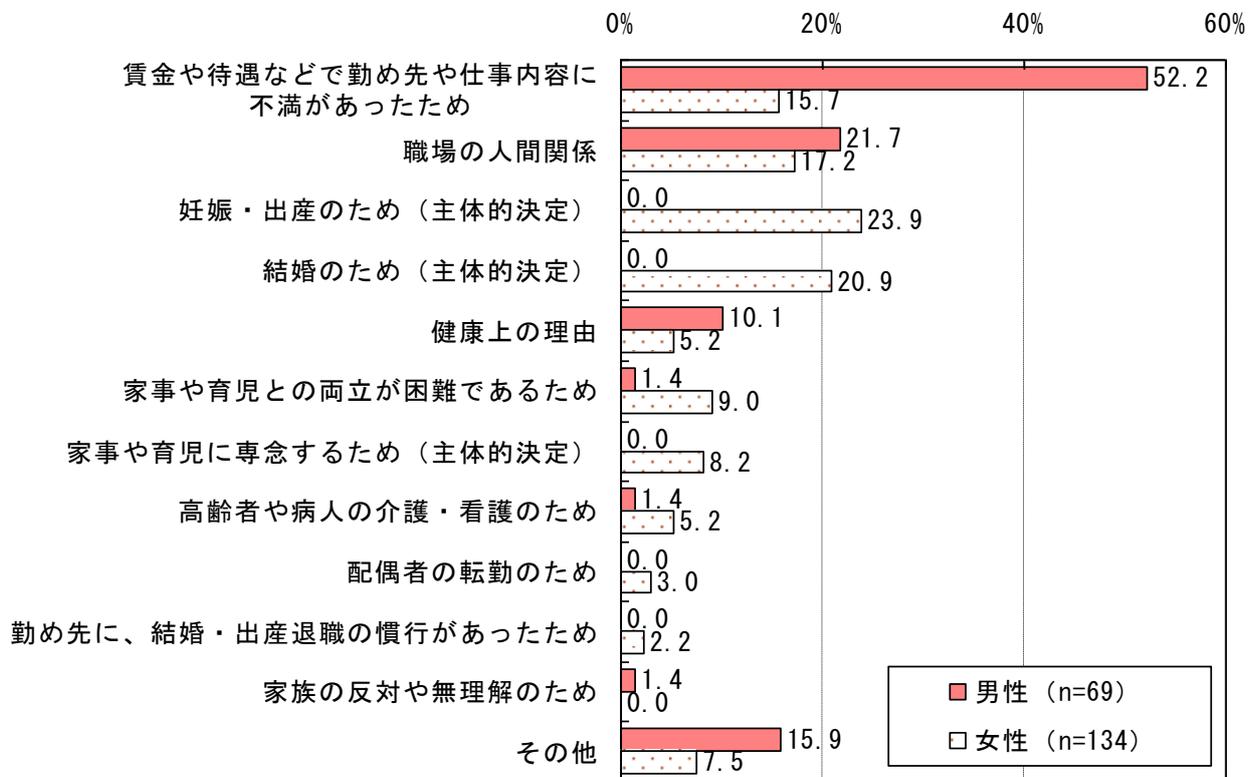
<仕事とその他の生活（家庭や地域活動など）を両立させるうえの悩みや問題>



途中で仕事を辞めた主な理由は、男性では、「賃金や待遇などで勤め先や仕事内容に不満があったため」が最も多く、次いで「職場の人間関係」となっています。女性では、「妊娠・出産のため（主体的決定）」が最も多く、次いで「結婚のため（主体的決定）」が多くなっていて、結婚や出産を機に仕事を辞めるという慣行が要因であることが考えられます。

女性が就業を継続していくには、働こうとする自らの意思が重要ですが、家事や育児、介護などは事実上女性が担っていることが多く、その結果、離職せざるを得ない状況となっていることがうかがえます。

### <途中で仕事を辞めた主な理由>



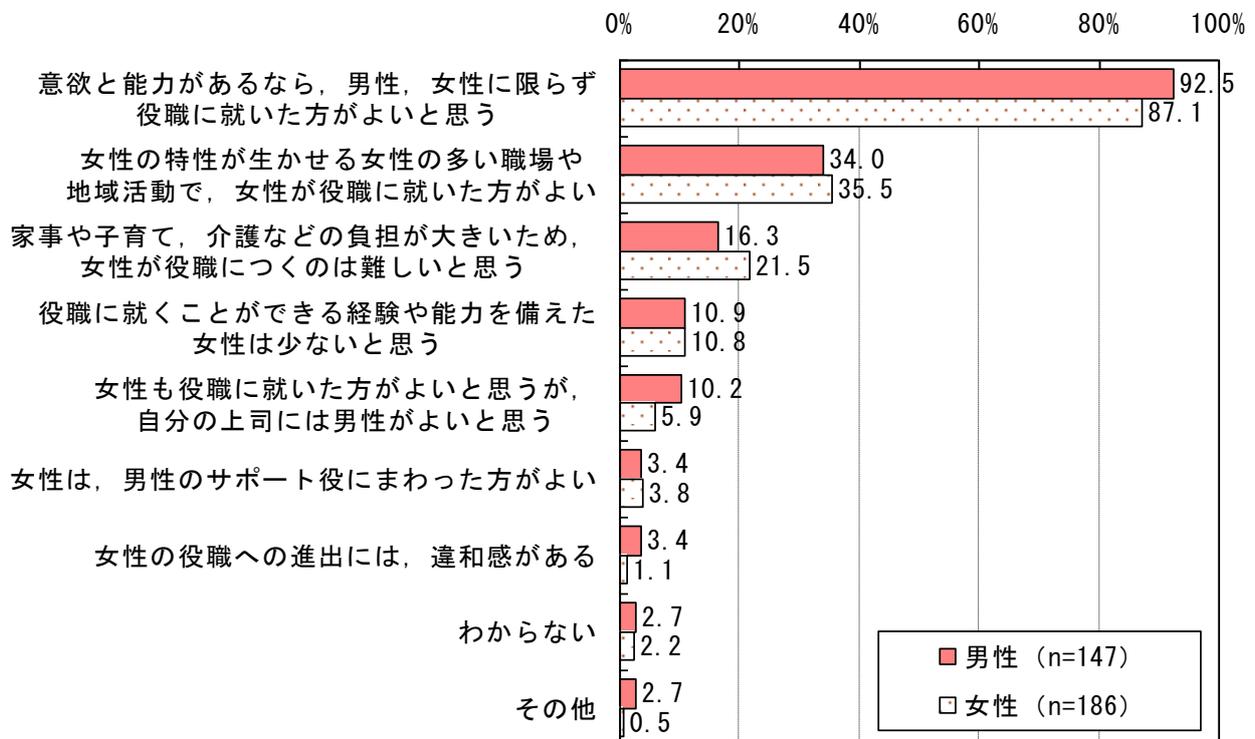
(6) 社会参画について

女性の政策や方針決定過程への参画については、男女ともに「意欲と能力があるなら、男性、女性に限らず役職に就いた方がよいと思う」が最も多い回答でした。

しかし、「女性の特性が活かせる女性の多い職場や地域活動で、女性が役職に就いた方がよい」や「家事や子育て、介護などの負担が大きいため、女性が役職につくのは難しいと思う」では女性の回答が多く、「女性も役職に就いた方がよいと思うが、自分の上司には男性がよいと思う」の回答では男性が多いことから、家庭生活においては事実上女性が責任を多く担っている現状や、男女ともに職場における女性管理職に違和感を抱いていることがうかがえます。

女性が各分野で活躍するためには、性別による固定化した役割意識を払しょくさせるような女性自身の意識や行動の変革と、周囲の理解や意識の変化を促す制度の改正や環境づくりが必要となります。

＜行政や企業、審議会などの政策・方針決定過程への女性参画について＞

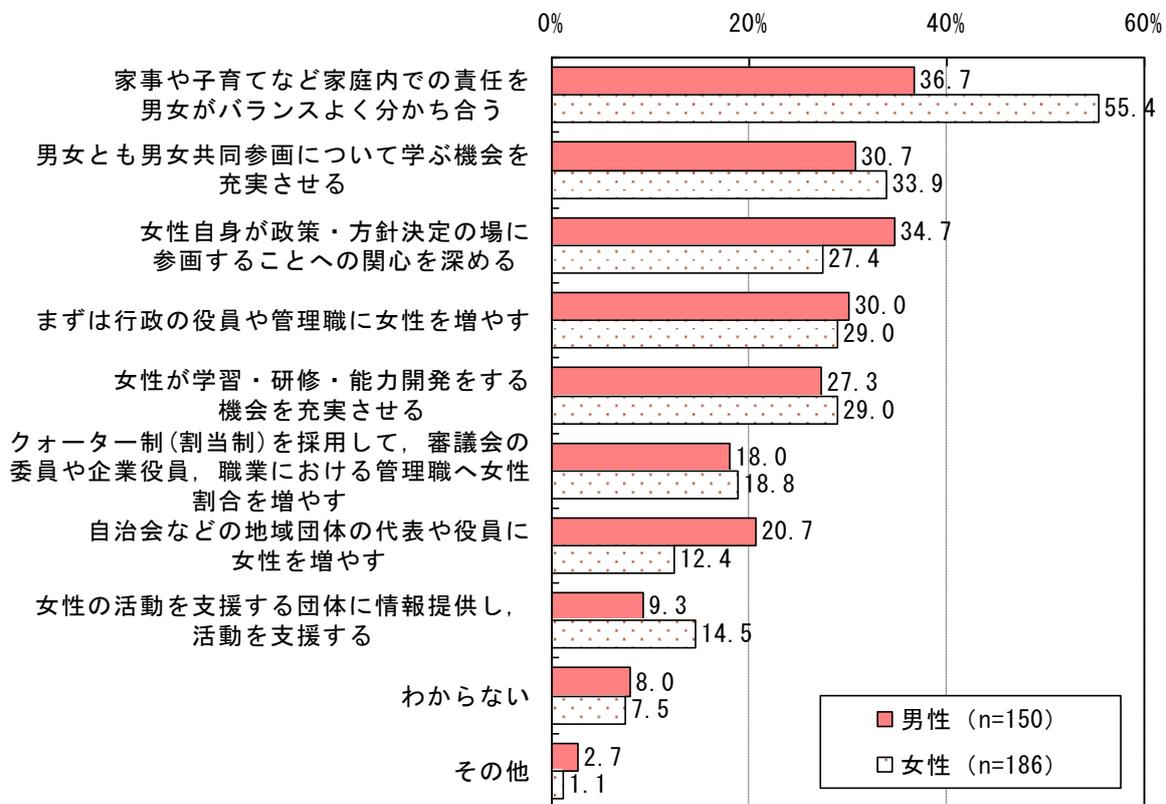


女性が政策・方針を決定する場に進出するために必要なことは、男女ともに、「家事や子育てなど家庭内での責任を男女がバランスよく分かち合う」が最も多くなっており、特に女性の回答が圧倒的に多くなっています。

また、男性では「女性自身が政策・方針決定の場に参画することへの関心を深める」、  
「自治会などの地域団体の代表や役員に女性を増やす」といった回答が女性より多くなっています。

女性が社会へ参画していくためには、女性自身の学習や意識、社会へ参画していく意欲の向上が求められています。

＜女性が政策・方針を決定する場に進出するために必要なこと＞

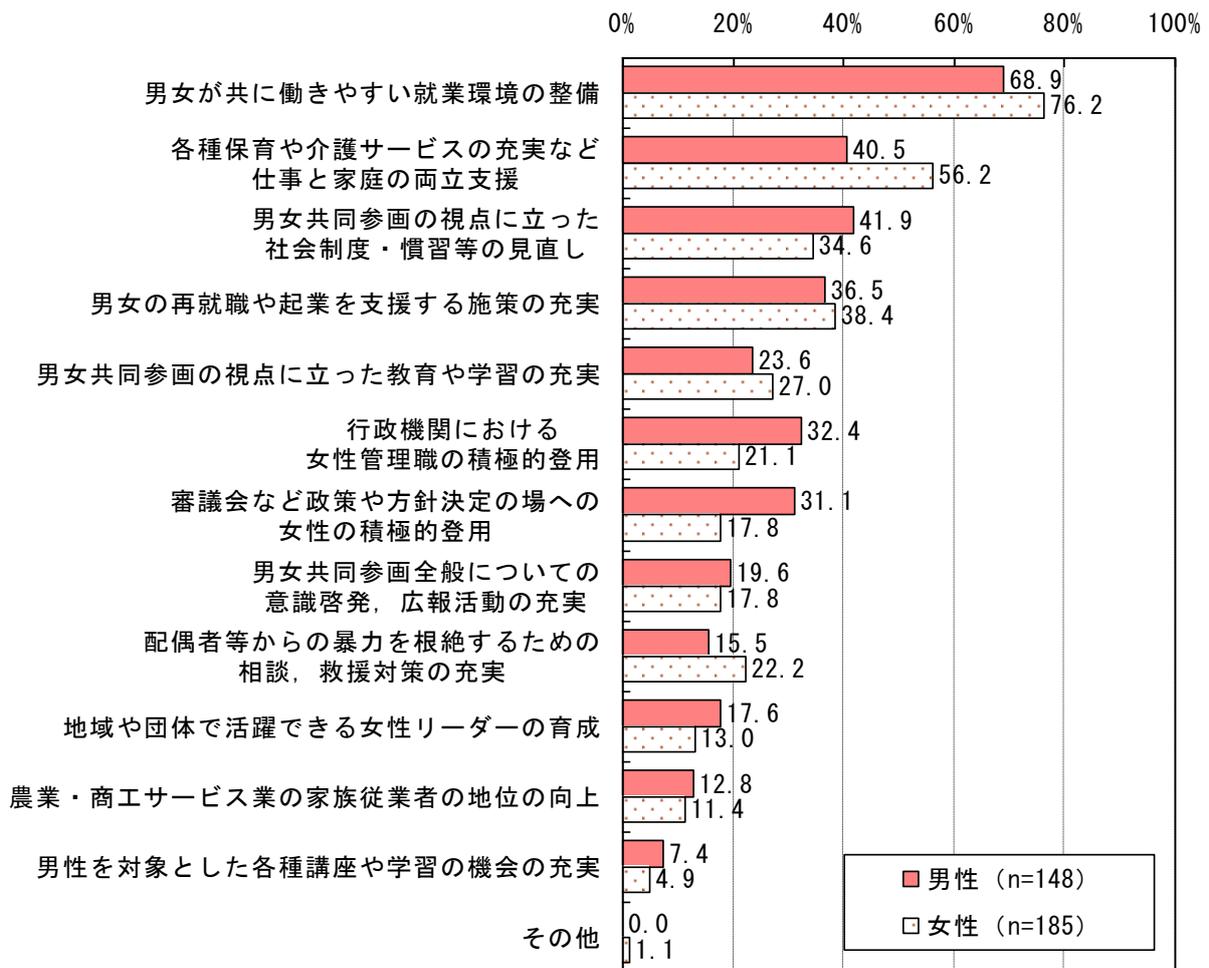


今後、本市の男女共同参画の推進に力を入れていくべきことでは、男女ともに「男女が共に働きやすい就業環境の整備」が最も多く、次いで男性は「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習等の見直し」が多く、女性は「各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭の両立支援」や「男女の再就職や起業を支援する施策の充実」が多くなっています。

また、男性では「女性の積極的登用」や「女性リーダーの育成」など女性の活躍へ期待する回答が多く、女性では「再就職や起業支援」や「教育や学習の充実」など就業への希望やキャリアアップを望む回答が多く見られました。

本市の男女共同参画社会を実現するためには、多岐にわたる取り組みが必要となりますが、男女共同参画に関する意識啓発とともに、保育や介護サービスの充実、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援、働きやすい就業環境の整備への施策が求められています。

＜今後の結城市の男女共同参画の推進に力を入れていくべきこと＞



## 7. 計画の基本理念

本市では、平成14年（2002年）に策定した「結城市男女共同参画基本計画」で定めた基本理念「人権の尊重と男女平等の実現」を、「第2次男女共同参画基本計画」から「第2次男女共同参画後期基本計画」においても継続して定め、市民や地域、企業、団体、行政がともに思いやりと理解を深めて一体となり、人権の尊重と男女平等の実現に向けて取り組みます。

また、男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが正しく男女共同参画を理解し、実際に行動することが大切です。

すべての市民が社会の対等な構成員として、ともに認めあい、支えあい、その能力や個性を十分に発揮し、自分らしく輝ける社会をめざします。

### 人権の尊重と男女平等の実現

～ともに認めあい、支えあい、

自分らしく輝ける社会をめざして～

## 8. 基本目標と施策の方向性

本市の現状や「男女共同参画に関する市民等意識調査」の結果を踏まえ、基本目標及び施策の方向性を以下にまとめました。

### 基本目標1 とともに育む意識づくり

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会の形成においてその根幹となるものであり、性別に関わらず一人の人間としてお互いの人権を尊重することが大切です。

しかし、さまざまな場における固定的性別役割分担意識や地域社会における根強い慣習・慣行は、個人の意思や権利が阻害される要因となることがあります。

このようなことから、男女共同参画社会の形成を市民一人ひとりが自らの目標として捉え、男女共同参画の視点に立って意識や慣行を見直し、啓発や広報活動を推進します。あわせて、家庭や地域、学校において教育や学習環境の充実を図り、人権の尊重と男女平等の啓発に取り組みます。

施策の方向性	<p>(1) <u>男女共同参画に向けた意識づくりの推進</u></p> <p>(2) <u>男女平等を推進する教育・学習の充実</u></p>
--------	--

---

**基本目標2 ともに働く環境づくり**

---

男女が仕事を続けていくためには、男女ともに能力と個性を十分に活かせる職場にすることが必要であり、職場における性別役割分担をなくし、働く意欲を醸成させていかなければなりません。

こうしたことから、男女がともに、個人の価値観や望むライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択でき、どのような選択をしても性別に関わりなく公平な対応が行われるよう、働き方の見直しや職場環境の改善、事業主や労働者の意識改革を促進します。

また、働くことは、人々の生活の経済的基盤を形成する重要なものであるとともに、働くことで得られる達成感は、自己実現という観点から、安心して子どもを産み育て家族としての責任を果たすことのできる社会を形成するうえで大切なものです。

しかし、女性における労働力率は依然として、結婚や出産、子育て期には低下しています。

男性においては、仕事中心の生活や長時間労働により、家庭や地域活動に参加する余裕が時間的、精神的にない生活環境にあるのが現実です。

このようなことから、仕事と家庭生活、地域活動の両立を支援するため、子育て・介護環境の整備に努めるとともに、家庭や地域における男女共同参画社会の形成を促進します。

**施策の方向性**

(1) 働く場における男女共同参画

(2) 仕事と生活の調和の推進

---

---

### 基本目標3 ともに自立し参画する社会づくり

---

---

男女が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人としての能力を発揮できる機会を確保することは、男女共同参画社会を形成するうえで基盤となるものです。男女共同参画社会に向けて法律が整備されて、個人の意識が多様化し、さまざまな分野で女性の活動・活躍がみられるようになりましたが、政策・方針決定過程の場への女性の参画は未だ十分ではありません。特に、農業経営における重要な物事や方針を決定する場に女性自らが積極的に参加できる機会はまだまだ多いとはいえ、今後拡大していく必要があります。

このようなことから、誰もが参画しやすい環境づくりとともに、積極的に参画できる人材の育成に努め、男女共同参画を促進します。

また、女性の地位確立や活動しやすい環境づくりを促進する有効な手法、制度の正確な趣旨の浸透・周知徹底を進めていきます。

国では防災に対し、避難場所などの場における防災の取り組みの際に、男女のニーズの違いの把握など男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を掲げており、特に東日本大震災を機に、より重要視されています。

自然災害などの非常時には、女性や高齢者、障害者など災害時要援護者の方への配慮が必要となり、女性や多様な立場の人が主体的に災害対策などに参画できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。

施策の方向性	<p><u>(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進</u></p> <p><u>(2) 地域における男女共同参画の推進</u></p>
--------	--

#### 基本目標4 ともに尊重し合えるところとからだづくり

男女がそれぞれの特性を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、男女共同参画社会を形成する上で前提となるものです。

男女がいきいきと暮らす男女共同参画社会の実現には、個人の尊重と併せて、ともに幸福で長生きし、生きがいを持って社会参画ができるよう、生涯を通じて心身ともに健康であることが重要であり、男女の特性に応じた健康の保持・増進体制を推進する必要があります。

また、暴力は重大な人権侵害であり、あらゆる暴力の被害は人々の認識や理解不足により家庭内や恋人間の問題として見過ごされてしまい、被害が潜在化しています。

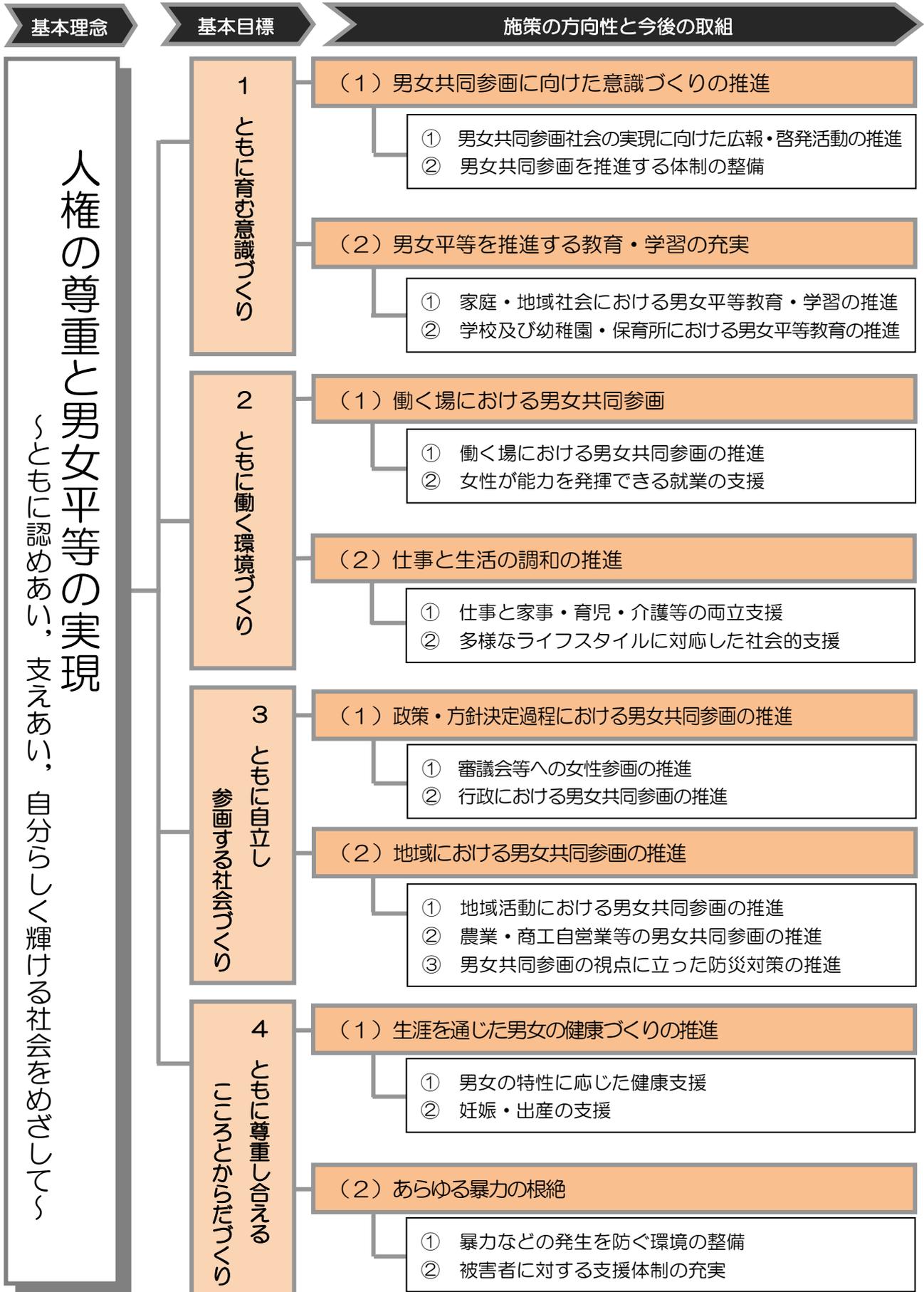
暴力や人権侵害は絶対に許さないという社会意識の醸成と被害者への支援が重要となります。

よって、DVや恋人間で生ずる暴力（デートDV）、多様なハラスメントなど、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを強化します。

#### 施策の方向性

(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

(2) あらゆる暴力の根絶



## 第2章

# 施策の展開

---



基本目標 1

---

ともに育む意識づくり



## 第2章 施策の展開

### 基本目標1 ともに育む意識づくり

#### (1) 男女共同参画に向けた意識づくりの推進

男女共同参画社会を実現するためには、個人の人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮することができ、男女がともに自立した人間として、社会のあらゆる分野に参画することが、より住み良い社会を形成していくために欠くことのできないことです。

社会を支える一員としての自覚と責任を持ち、「男は仕事、女は家庭」などといった今までの慣習の見直しを進めます。

#### ■今後の取組 ① 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識の考え方に反対する割合は、男性より女性が多くなっています。

また、男女の平等感では、「学校教育の場」を除くどの分野においても平等である意識は低く、特に「家庭生活」、「職場」、「政治の場」、「地域活動の場」、「しきたりや慣習」の分野においては、男性の方が優遇されているという割合が半数以上となっています。また、性別別の結果をみると、男性と女性それぞれの平等感の捉え方にも差がありました。

男女が互いの特性を認めあい、支えあい、個人を尊重する男女共同参画の視点に立って講演会やセミナー、講座などを開催し、男女共同参画に関する情報収集や調査研究を実施し、啓発誌の発行や市広報紙・ホームページを通して市民への情報提供を行うなど啓発に努めます。

また、世代による男女共同参画への理解度の違いを考慮し、それぞれの世代に合わせた啓発手法や具体的な事例紹介など工夫を施し、より一層の意識づくりを促進します。

事業No.に★が付いている事業は重点事業となります。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
11101 ★	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関する様々な分野の課題について講座等を開催し、市民に学習の機会と情報を提供する。	市民活動支援センター
11102	男女共同参画に関する講演会等の開催	市民の男女共同参画への認識を深め、地域における促進を図るため、講演会やシンポジウムを定期的に開催する。	市民活動支援センター

事業No.	事業名	事業内容	担当課
11103	男女共同参画に関する広報の充実	広報紙・ホームページ等へ男女共同参画に関する情報を掲載し、市民に広くPR・啓発する。また、男女共同参画啓発誌の作成及び配布を行う。	市民活動支援センター
11104	男女共同参画の視点を取り入れた広報の実施	広報やパンフレット、ホームページ等において、性別で固定化せず、男女対等に表現するよう配慮した広報に努める。	秘書課
11105	男女共同参画関連図書の実施	男女共同参画に関する文献や資料を収集し、図書の充実を図る。	ゆうき図書館

**みなさんもはじめてみましょう**

☆「男の子だから」「女の子だから」ではなく、「男の子も」「女の子も」の意識で子どもに接しましょう。

☆男女共同参画の各種講座やセミナー、講演会などに積極的に参加しましょう。

☆男女共同参画社会基本法について、家庭や職場で話題にしましょう。

■今後の取組 ② 男女共同参画を推進する体制の整備

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画を円滑に推進していくためには、あらゆる場において男女がともに参画するための施策を体系的に明らかにする必要があります。本市では、市民活動支援センター男女共同参画係を設置し、男女共同参画に関する情報の提供や啓発を実施しています。

また、市民への情報提供や先進事例、意識調査などを継続して行い意識啓発を促進するとともに、地域の実情や社会情勢の変化などに応じてプランの見直しや進行管理を行うことも重要であるため、これらを考慮したうえで男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりを推進します。

さらに、広く国や県、他市町村、関係機関などとの連携をはじめ、市民や民間団体などの協力や理解を求めながら、計画を総合的・効果的に推進します。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
11201	男女共同参画に関する現状の把握	男女共同参画に関する市民意識調査や職員アンケート、事業所アンケートを定期的実施する。また、講座や講演会、市の各種事業開催時にもアンケートを実施して現状と課題を把握する。	市民活動支援センター
11202 ★	男女共同参画基本計画の進捗管理及び公表	男女共同参画基本計画の進捗状況を毎年調査及び評価し、本市の施策事業における男女共同参画の推進状況を再確認して市民へ公表し、共通理解と意識の醸成を図る。	市民活動支援センター

事業No.	事業名	事業内容	担当課
11203	国・県・他市町村等との連携強化	国・県の施策と整合性を図るとともに、他市町村等と情報を交換し相互に男女共同参画事業を効果的に促進する。	市民活動支援センター
11204	国際理解及び国際交流事業への支援	海外姉妹都市交流等や市内在住の外国人との交流を支援し市民の国際理解を深めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れ多文化共生の社会を推進する。	企画政策課

### みなさんをはじめてみましょう

- ☆男女共同参画に関する情報に関心を持ち、男女共同参画についての理解を高めましょう。
- ☆男女共同参画の視点から、地域・職場における固定的性別役割分担意識を見直し、できることから変えていきましょう。

## (2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

固定的性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力を發揮するためには、日ごろから地域社会における生涯学習の取り組みの中で、男女共同参画の視点に立った男女平等教育や意識を育むことも重要です。

人権尊重、男女平等を念頭に置いて、固定的性別役割分担意識の解消と、性別にとられない生き方を選択できるような意識づけを目指します。

男女共同参画社会の実現に向けて、私たちを取り巻くあらゆる教育の場において現状を認識し、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供・充実を図ります。

### ■今後の取組 ① 家庭・地域社会における男女平等教育・学習の推進

男女共同参画社会実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、実践していくことが重要です。

家庭、地域において固定的性別役割分担意識を見直し、家庭教育や生涯学習などの機会を通じて男女共同参画の視点に立った情報提供や学習機会の充実を図ります。

また、ひとり親家庭や若年者・高齢者の単身世帯など多様化した家族形態の中で、男女の個人としての尊厳を重んじ、個人の意思と能力が發揮できる機会が確保されるよう、多様性を尊重する意識づくりを進めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
12101 ★	家庭教育支援事業の充実	家庭は基本的な人間形成の場であることから、男女共同参画の視点を取り入れた家庭教育学級の支援や子育て講座の開催など、保護者に学習の場を提供する。	生涯学習課

事業No.	事業名	事業内容	担当課
12102	子ども会育成連合会の支援	地域指導者の育成や子どもたちの健全な育成を目指して、男女共同参画の視点を取り入れながら、子ども会育成連合会を支援する。	生涯学習課

**みなさんもはじめてみましょう**

- ☆公共の場で開催される市や地域の催しに積極的に参加しましょう。
- ☆PTAや保護者会などで男女共同参画に関する勉強会などを開催してみましょう。
- ☆「～の代表」というと遠慮しがちですが、勇気を持って「やります！」と言って積極的にリーダーになってみましょう。

■今後の取組 ② 学校及び幼稚園・保育所における男女平等教育の推進

一人ひとりの個性や能力を活かし可能性を広げるため、男女共同参画や人権尊重の理念を身につけ行動できるよう人権教育を推進し、社会的性別を生み出さないように学習環境を整備します。

市民意識調査では、「学校教育の場」においては男女平等であるという回答が最も多く得られましたが、児童・生徒が男女共同参画社会の担い手としての能力や資質を身につけることができるように、男女平等と人権の尊重を理念において男女共同参画に関する啓発を促進します。

また、教育活動の様々な場面においては男女平等であるという意識が高い反面、児童や生徒に対応し、指導者や保護者自身が固定的性別役割分担意識を無意識のうちに伝えてしまうことがあります。このような「隠れたカリキュラム」の存在について、その見直しと指導的立場にある教職員や保護者への研修の充実に取り組みます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
12201	保育士研修における男女共同参画の推進	保育連絡協議会や保育士相互の研修において、男女共同参画の視点を取り入れた研修を推進する。	子ども福祉課
12202	学校教育における情報教育の推進	学校教育において、児童・生徒の情報モラルの習得や情報を適切に活用する能力などの情報教育を促進する。	指導課
12203 ★	学校教育における指導者への男女共同参画の推進	教職員やPTA役員等に対して固定的性別役割分担意識及び慣行の是正を指導・助言する。	指導課

**みなさんもはじめてみましょう**

- ☆年齢、子どもの発達状況に応じて、自分の身のまわりのことは自分でできるように性別に関わらず子どもたちの育成に努めましょう。
- ☆性別にとらわれない進路選択をしましょう。

基本目標2

---

ともに働く環境づくり



## 基本目標2 とともに働く環境づくり

### (1) 働く場における男女共同参画

男女が仕事を続けていくためには、男女ともに能力と個性を十分に活かせる職場環境を形成することが必要であり、職場における性別役割分担をなくし、働く意欲を醸成させていかなければなりません。

男女がともに、個人の価値観や望むライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択でき、どのような選択をしても性別に関わりなく公平な対応が行われるよう、働き方の見直しや職場環境の改善、事業主や就労者の意識改革を促進します。

#### ■今後の取組 ① 働く場における男女共同参画の推進

本市の女性の労働力率のグラフは、結婚や出産、子育て期にあたる30歳代で一度落ち込み、子育てが一段落する40歳代で再び上昇する「M字カーブ」を描き、また、市民意識調査からは、途中で仕事を辞めた女性の主な理由として、結婚や出産を機に仕事を辞める傾向がうかがえました。

女性が職業を続けるためには、家事や育児などとの両立支援が必要であり、女性が自らの意思により職業生活を継続し個性と能力を十分に発揮できるためには、事業主が制度や労働条件を改善していくとともに、周囲の人たちや家族の理解と協力が必要です。

また、働く場や雇用における男女平等な機会及び待遇を実質的に確保するため、「男女雇用機会均等法」など引き続き関係法制度の周知や、労働環境・条件に関する情報提供を行います。

また、セクシャル・ハラスメントなどあらゆるハラスメントのない職場の実現に向けて、地域や企業・事業所に意識啓発を行います。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
21101 ★	ワーク・ライフ・バランスの啓発	男女共同参画社会の実現に向けての労働環境を整備するため、市民や事業主へワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行う。	市民活動支援センター
21102	労働法等に関する啓発及び雇用対策事業の充実	男女雇用機会均等法や労働法に関する啓発を行い、働く場の男女平等を促進する。また、ハローワーク等と連携して雇用情報を発信する。	商工観光課

#### みなさんもはじめてみましょう

☆男女雇用機会均等法や労働基準法など労働関連法についての理解を深めましょう。

☆結婚・出産などで退職する慣行などがある場合は見直しをしましょう。

☆まちづくりに貢献する活動や地域に必要なサービス提供の事業を実施してみましょう。

■今後の取組 ② 女性が能力を発揮できる就業の支援

平成27年に「女性活躍推進法」が成立し、国や地方公共団体、民間事業主へ女性の採用、登用、能力開発などを配慮した事業主行動計画の策定が義務付けられました。

職場における意識改革や働き方の改革を推進し、仕事と家庭を両立できる環境整備が求められています。

育児や介護などを理由に働いていない女性や責任ある地位での活躍やステップアップを希望する女性などの登用を促進し、男女がともに多様な生き方や働き方を実現でき、ゆとりある豊かで活力あふれる生産性が高い持続可能な社会の実現を図ります。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
21201 (新規)	ポジティブ・アクションの啓発	雇用の場における女性の能力発揮のため、市民や事業所へポジティブ・アクションに関する情報を発信し、女性の活躍促進を図る。	市民活動支援センター
21202 (新規) ★	女性活躍推進法の周知及び啓発	市内事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について周知し、事業主行動計画の策定状況調査及び啓発を行う。	市民活動支援センター
21203 (再掲)	労働法等に関する啓発及び雇用対策事業の充実	男女雇用機会均等法や労働法に関する啓発を行い、働く場の男女平等を促進する。また、ハローワーク等と連携して雇用情報を発信する。	商工観光課

**みなさんもはじめてみましょう**

- ☆女性活躍推進法についての理解を深めましょう。
- ☆研修・講座等に積極的に参加しましょう。
- ☆企業などで、女性の職域の拡大、管理職への登用などに向けた研修会を行うなど、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取り組みを進めましょう。
- ☆働く女性が交流し、情報交換などの活動を通して相互に支えあう、働く女性のネットワークづくりに参画・参加しましょう。

**(2) 仕事と生活の調和の推進**

家庭生活は、男女がともに育児や介護などについて家族としての役割を果たしながら、協力して生活を営む場所です。近年では、夫婦で家事、育児、介護を協力して行っている家庭も見られますが、依然として、多くの家庭で女性がその大半を担っています。女性が職業生活を継続するためには、男性が積極的に家事、育児、介護などに関わることが必要です。

ワーク・ライフ・バランスの啓発を進めるとともに、公的なサービスなどの利用促進も含めた支援体制づくりを進めます。

■今後の取組 ① 仕事と家事・育児・介護等の両立支援

女性の社会進出が進み、勤労者世帯の過半数が共働き世帯となる一方で、働き方や子育て支援などの社会的基盤は、こうした変化に対応していない状況にあります。

男女を問わず、それぞれの価値観やライフスタイルに応じて多様で柔軟な働き方を選択することができ、かつ、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保される、安心して生活ができるような支援が必要です。

ワーク・ライフ・バランスが、人生を豊かに生きるために大切であることを啓発するとともに、男性の育児・介護休業の取得の促進を事業主や企業などへ働きかけます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
22101 (再掲) ★	ワーク・ライフ・バランスの啓発	男女共同参画社会の実現に向けての労働環境を整備するため、市民や事業主へワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行う。	市民活動支援センター
22102	放課後児童健全育成事業の充実	就業等の理由により保護者が昼間不在になる小学校児童に対し、放課後や長期休暇中に預かり遊びを中心に児童の生活指導や健全育成を図る。	子ども福祉課
22103	保護者の就労形態に対応した子育て支援事業の充実	子育て中の保護者の就労形態の多様化に対応して、延長保育、病児保育、一時保育事業等の支援事業を実施する。	子ども福祉課

**みなさんもはじめてみましょう**

☆家族みんなで協力し、性別にとらわれず家庭の仕事を分担しましょう。

☆男女ともに、育児・介護休業制度を活用しましょう。

■今後の取組 ② 多様なライフスタイルに対応した社会的支援

本市では、「結城市子ども・子育て支援事業計画」、「第6期結城高齢者プラン21」、「第2次結城市障害者プラン」に基づき、さまざまな社会的サービスの充実を図っており、今後も男女共同参画の視点から、男女のどちらか一方だけに負担が偏らないような支援を行っていく必要があります。

男女ともに家庭における育児や介護などの負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスを促進できるよう子育て、介護、障害福祉サービスなどの社会的支援の環境の整備、充実に努めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
22201	放課後子ども教室推進事業の実施	放課後の子どもの安全な居場所の確保と勉強、スポーツ、文化活動及び地域住民との交流活動等を通して子どもの健全育成を図る。	子ども福祉課
22202	障害児者の日中一時支援事業の実施	障害児者の預かり事業である日中一時支援事業を実施する。 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律により市町村が実施する地域生活支援事業に位置づけられており、サービス事業者と結城市が実施に関する契約を締結して実施する。	社会福祉課
22203	地域子育て支援センターの充実	地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を行う。 ①相談業務を実施 ②子育てサークルの充実 ③情報提供 ④庭園解放事業の充実 ⑤親子ふれあい事業の充実	子ども福祉課
22204 ★	ひとり親家庭等の生活及び就業への支援	ひとり親家庭の精神的及び経済的負担の軽減と就業に向けた資格取得を支援する。	子ども福祉課
22205	介護者支援の充実	介護に関わっている、又は関心がある方を対象に、介護予防や介護の方法、介護者の健康づくりについて、知識・技術の習得を図り、介護者が心身ともに健康な状態で社会参画できるように支援する。	長寿福祉課
22206	地域包括支援センターの事業充実	①保健・福祉・医療サービスの総合的な利用の相談・調整、高齢者の権利擁護に関わる相談、ケアマネージャーに対する後方支援を包括的に行い、高齢者が地域において自立した生活ができるよう支援する。 ②高齢者が住みなれた地域で尊厳のある生活を継続できるよう、予防対策から特定高齢者の状態に応じたサービスを提供するケアプランを作成する。	地域包括支援センター
22207	高齢者の就業機会を提供するシルバー事業の支援	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、高齢者の就業機会提供や生きがいを得て地域社会の活性化に貢献する目的の公益社団法人結城市シルバー人材センターを支援する。	長寿福祉課

**みなさんもはじめてみましょう**

☆子育てや介護、障害福祉サービスなどの社会的な支援制度を理解し活用しましょう。

☆家族みんなで協力し、ワーク・ライフ・バランスを促進しましょう。

## 基本目標 3

---

ともに自立し参画する社会づくり



## 基本目標3 ともに自立し参画する社会づくり

### (1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

多様な価値観を行政や政策に反映していくため、女性が社会参画をする意義についての啓発を行うとともに、審議会などの政策・方針決定過程の場への女性の登用を促進し、人材の育成や活用を推進します。

また、女性の視点・価値観や新しい発想を行政運営に組み込むため、性別に関わらない適材適所の人事配置や、性別の偏りを是正した職域の拡大に引き続き努めていきます。

#### ■今後の取組 ① 審議会等への女性参画の推進

市民意識調査において、政策・方針決定過程の場への女性の参画については、男女とも「意欲と能力があるなら、男性、女性に限らず役職に就いた方がよいと思う」の回答が多く女性の活躍を期待する一方、「家事や子育て、介護などの負担が大きいと、女性が役職につくのは難しいと思う」の回答もあり固定的性別役割分担意識が見られます。

また、女性が政策・方針決定過程の場へ進出するために必要なこととして、男性は「女性自身が政策・方針決定の場に参画することへの関心を深める」、「自治会などの地域団体の代表や役員に女性を増やす」の回答が女性より多く、社会的慣行の原因だけではなく女性自身の意識の向上も求められています。

女性が政策・方針決定過程の場へ参画していくには、女性の参画を妨げる個人の意識や社会の仕組みを見直して環境を整えていくことが必要です。特に、市民の日常に深い関わりを持つ市の施策や政策・方針決定過程の場へ男女がともに参画することは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。

男女問わず個人の意思と能力が発揮できるよう、特に女性の審議会などへの参画を積極的に働きかけることで、女性自身の意欲と能力を高め、多様な意見や新たな課題・対策を見出すことができるよう女性のエンパワーメントを活用促進します。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
31101 ★	審議会等への女性の参画促進	各種審議会や委員会における女性委員の30%以上を目標とし政策の立案や方針決定の場への女性の参画を積極的に推進する。	市民活動支援センター及び関係課
31102	農業委員への女性の登用促進	農業分野への女性の参画を促進し、地位の向上を図る。	農業委員会事務局

#### みなさんもはじめてみましょう

- ☆女性も審議会委員の公募などに積極的に応募しましょう。
- ☆パブリックコメントなどの制度を活用し市政に参画しましょう。
- ☆能力に応じ、女性も積極的に管理職へ登用しましょう。
- ☆政策・方針決定過程の場に参画し、責任を担うことのできる女性人材を積極的に育成しましょう。

■今後の取組 ② 行政における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するうえで、行政の果たす役割は極めて大きいものです。職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立って行政施策を実践し、市民への率先垂範となることが大切です。市職員の広い視野に基づいた行政運営を推進し女性管理職の登用を促進するとともに、職域拡大や人材の育成に努めます。

本計画を確実に推進していくため、職員一人ひとりに男女共同参画への理解を促し、各課連携しながら各施策を適正に実施していきます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
31201 ★	男女共同参画に関する職員研修	行政が市民への男女共同参画のモデルとなるよう、男女共同参画の視点に立った職員研修を実施する。	市民活動支援センター
31202 (新規)	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の調査及び公表	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、行政が作成する事業主行動計画の進捗状況調査を行い、状況を把握及び分析し調査結果を公表する。	総務課
31203	女性職員への積極的な研修機会の提供	女性職員を外部研修等に積極的に派遣し、その資質と能力の向上を図る。	総務課
31204	女性職員の庁内研修講師への積極的登用	女性職員を、県自治研修等で実施する講師養成課程へ派遣し、庁内の新規採用職員研修等の講師に登用していく。	総務課
31205	女性職員の管理職登用促進	管理職への女性職員登用を促進する。	総務課

**みなさんもはじめてみましょう**

☆男女共同参画の視点から、地域・職場における固定的性別役割分担を見直し、できることから変えていきましょう。

☆性別に関わりなく、一人ひとりの個性と能力を活かした職場づくりをしていきましょう。

**(2) 地域における男女共同参画の推進**

地域社会は、豊かで充実した生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し合いながら安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。

しかし、単身世帯や核家族が多くなっていく時代の変化や個人、世代間の価値観の多様化により、地域社会のコミュニティが希薄になっているのが現状です。

また、地域に残る固定的性別役割分担意識に基づく慣習・慣行を見直しながら、女性の積極的な地域や社会貢献活動への参画を促進します。

### ■今後の取組 ① 地域活動における男女共同参画の推進

市民の地域活動や社会貢献活動への支援，市政への関心や理解を促すよう積極的に情報の発信や提供を行うなど，市政や地域活動に参画できる体制づくりを推進します。

また，地域の方針決定過程の場への女性の参画を促進するために，自治会などへ男女がともに主体的に参画できるよう，市政の情報を積極的に発信していきます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
32101	市民活動を支援する拠点の充実	市民が行う公益的な社会貢献活動やこれからの活動を支援する拠点施設として，情報の収集や相談，活動のコーディネートを行い活動団体の交流機会を提供する。	市民活動支援センター
32102 ★	男女共同参画に関する市民活動への支援	男女共同参画に関する市民活動を推進し，その取り組みに対し支援・協力を行う。	市民活動支援センター
32103	コミュニティビジネスの支援	地域課題への解決につながるビジネスの立ち上げを促進するため，コミュニティビジネスの創業に係る情報の提供等の支援を行う。	市民活動支援センター
32104	市政懇談会・市長と語る対話集会の実施	市民が市政に関心を持ち，意見を述べる機会を提供し地域と行政を身近に繋げる。 ①市政懇談会…5地区毎に開催 ②市長と語る対話集会… 年3回（7月，11月，2月）開催	秘書課
32105	市議会情報の発信	広報やホームページを通して市議会の情報を発信し議会の傍聴などを促進することで，市民の市政への関心や理解の向上を図る。	議会事務局
32106	ボランティア講座，福祉教室等の開催	市民の福祉への理解と関心を深め，障害者の自立支援を助ける人材を育成する講座や福祉教室等を開催する。	社会福祉課

#### みなさんもはじめてみましょう

☆古い慣習や慣行に気づいた時は，周囲の人たちと協力して見直していきましょう。

☆地域や市民活動へ男女の意見をバランスよく反映させるとともに，自治会の役員などへの女性の積極的な参画を進めましょう。

☆地域の子どもたちを見守る意識を持ってみましょう。

まずは「こんにちは！」とあいさつ運動をはじめてみましょう。

☆あなたの「気づき」や「困った」を，仲間とともに解決に向けて取り組んでみましょう。

### ■今後の取組 ② 農業・商工自営業等の男女共同参画の推進

農業・商工自営業などにおける男女の担い手が，固定的性別役割分担意識や慣習・慣行にとらわれず，個人の意思と能力を十分に発揮でき，男女ともに責任を担って組織や団体などと連携しながら農業・商工自営業を受け継いでいくことを推進します。

また、これまでに女性委員が少ない農業委員会などへの女性参画の拡大や、家族経営協定の締結促進、女性農業者への活動支援を行うことで農業分野における男女共同参画を推進します。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
32201 ★	家族経営協定の推進	各世帯員が積極的に農業経営へ参画できるよう、家族経営協定を締結することを推進する。	農政課
32202	女性農業者育成事業の充実	女性農業者が相互に情報や技術を交換し親睦を深めながら自己を高め合い働く環境を整備していくことを目的として女性農業者グループを支援する。	農政課
32203	農業者年金制度の周知及び加入の推進	パンフレットの配布等で、農業者年金制度の周知を行い、女性農業者の加入を促す。	農業委員会事務局
32204 (再掲)	農業委員への女性の登用促進	農業分野への女性の参画を促進し、地位の向上を図る。	農業委員会事務局

### みなさんもはじめてみましょう

☆家族全員で経営や生活について話し合い、現状を確認しましょう。

☆経営課題の解決方法や、経営方針や生活目標を実現するための具体的対策について、どのような取り組み（協定）が必要か話し合いましょう。

## ■今後の取組 ③ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

防災に関する政策・方針決定過程の場及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を推進します。

また、防災対策は、行政だけではなく自主防災組織や消防団、ボランティア組織など地域のさまざまな団体と共同で取り組みます。

さらに、自然災害や大地震などの非常時における避難所の設置などには、男女のニーズの違い、災害弱者や女性への配慮の問題などが発生する可能性があるため、男女共同参画の視点に立った女性の参画による防災対策と災害時支援を考慮します。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
32301 (新規) ★	防災普及啓発活動の実施	市総合防災訓練「防災広場」などの開催や防災普及啓発活動への女性の参画を促進する。	防災安全課
32302 (新規)	自主防災組織の育成	自主防災組織の設置を推進し支援を行う際、女性の参画促進に努める。	防災安全課

### みなさんもはじめてみましょう

☆災害ボランティアに参加してみましょう。

☆女性や子ども、高齢者、障害者の視点で防災や災害時の対応を考えてみましょう。

## 基本目標4

---

ともに尊重し合えるところとからだづくり



## 基本目標4 ともに尊重し合えるところとからだづくり

### (1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの身体的特性を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことが大切です。男女が互いの身体の違いを理解して性を尊重し、特に女性の身体の特徴について十分に配慮するとともに、男女ともに、自らの心と身体の健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支援を行うことが重要です。

こうしたことから、男女が生涯にわたり健康で自立した生活をするための健康に関する学習機会や情報を提供するとともに、健康増進のための事業を実施し、市民の健康づくりを促進します。

#### ■今後の取組 ① 男女の特性に応じた健康支援

本市では、「結城市健康増進計画後期計画」を策定し、市民が健康な生活を楽しみ、心身ともに豊かな社会生活を送ることができるよう、健康づくりを推進しています。

男女共同参画社会の実現には、男女がお互いの身体的特徴を理解しあい、対等な立場で相手を尊重することが大切です。

特に女性は、年代による身体的変化が多いことから、女性特有の疾病や身体上の不安、悩みに対して、ライフステージに応じた健康診査や各種がん検診の受診勧奨、健康講座などの健康づくりに向けた意識啓発と積極的な予防対策に努めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
41101 ★	健康に関する相談拠点の充実	男女が心身ともに健康に生活できるよう、健康相談や心の相談を実施する。	健康増進センター
41102	乳幼児健診の充実	乳幼児健康診査の開催時に、個別相談や教育、子育て等の情報提供を実施する。	健康増進センター
41103	市民健康診査事業の充実	40歳以上の市民を対象に、総合健診・特定健診（※30歳代も受診可）、肺がん、結核、前立腺がん、胃がん、大腸がん、女性特有のがん検診（子宮頸がん検診、乳がん検診）を実施する。	健康増進センター 保険年金課
41104	食生活改善推進員による健康支援	男女が、それぞれの健康を維持するために、食生活改善推進員が、健康づくりのための講座等を開催する。	健康増進センター
41105	心と体のリフレッシュを目指した健康づくり講座の開催	男女の特性に応じ心身ともに健康な生活ができるよう健康づくりの講座を開催する。	健康増進センター 生涯学習課
41106	学校教育における禁煙教室の実施や性教育・エイズ教育の充実	子どもが健康的に成長するため、禁煙教育や性教育、エイズ教育を実施するよう助言指導する。	指導課

**みなさんもはじめてみましょう**

- ☆個人の特性に応じた健康維持や健康増進に関心を持ちましょう。
- ☆健康管理に心がけ、健康や生活習慣改善に関する講演会・講習会に参加しましょう。
- ☆女性と男性がともに性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について正しく理解し、生涯を通じた心と身体の健康づくりを進めましょう。
- ☆健康診断やがん検診などは、自分の身体をチェックするよい機会です。年に一度は、自分のため、家族のために受診しよう。

■今後の取組 ② 妊娠・出産の支援

少子高齢化の進展や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化によって子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

安心安全に子どもを産み育てることができるよう、妊産婦やその家族の健康保持のための健康教育、相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じ個々の健康状態に合わせた支援体制の整備を図ります。

また、妊娠、産後、育児中に不安をもつ女性も増えているため、切れ目のない支援体制の構築を促進します。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
41201	性と生殖に関する健康支援	妊娠届出をした妊婦・家族へ、面接による親子健康手帳の交付と相談を実施する。また、特定不妊治療を受けられた夫婦に治療費の一部を助成する。	健康増進センター
41202 ★	女性労働者への母性保護及び健康に関する情報の周知徹底と情報提供の拡大	親子健康手帳交付時に、女性労働者に対して次のことを啓発・周知する。 ①「母子健康管理指導事項連絡カード」の紹介と活用について啓発 ②パンフレット「働きながらお母さんになるあなたへ」を配布、及び働くお母さんの支援 ③育児休業者生活資金貸付制度について周知	健康増進センター
41203	妊婦・乳児健康診査事業の充実	県内・県外委託医療機関において個別健康診査を促進する。	健康増進センター
41204	出産・子育て応援事業の推進	産前サポート教室や産後サポート教室（育児サロン）、産後ケアなどの出産・子育て応援事業について広く市民に周知し、事業の推進を図る。	健康増進センター

**みなさんもはじめてみましょう**

- ☆「妊娠」、「出産」に伴う女性特有の身体の変化や心の変調を、本人および周囲も正しく理解し、サポートしましょう。
- ☆妊娠・出産・育児の不安や悩みについて、抱え込まずに行政や医療機関へ気軽に相談しましょう。

## (2) あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力は、犯罪行為にもつながる人権侵害であり、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会問題です。

平成19年（2007年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（改正DV防止法）」が施行され、地方自治体においても対策の強化が求められています。暴力を許さないという社会的認識の醸成や、DVを含めあらゆる暴力防止への啓発や被害者支援を促進します。

### ■今後の取組 ① 暴力などの発生を防ぐ環境の整備

「DV防止法」は、夫婦間でのDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者保護と自立支援を目指して平成13年（2001年）に成立しました。法の成立以前、DVは家庭内のもめ事とされ容認されずにいましたが、現在は重大な人権侵害とされていて、その被害者のおよそ9割が女性です。

また、10代、20代の若いカップルの間で起こる「デートDV」やあらゆるハラスメント、子どもや高齢者、障害者などに対する暴力や虐待など、あらゆる暴力が起っています。

講座の開催や広報紙、ホームページを通してDV防止や相談体制の情報を啓発・掲載し市民への周知に努めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
42101 ★	DV防止等に関する講座等の開催	あらゆる暴力の防止と根絶を目指して、DVやデートDV、ハラスメントに関する現状を把握し、広く周知するために情報の発信や講座等を開催する。	市民活動支援センター
42102 (新規)	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の啓発	女性の人権尊重と母体保護の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を広報等で啓発する。	市民活動支援センター

### みなさんもはじめてみましょう

- ☆DVの理解を深めるため、DV防止啓発講座に参加してみましょう。
- ☆あなたの言動や行動が、相手を傷つけていないか考えてみましょう。
- ☆イライラしたときは、まず深呼吸をしましょう。

■今後の取組 ② 被害者に対する支援体制の充実

市民意識調査において、DVを受けた場合どこに相談するかという問いに対して、男性は「警察」が最も多く、女性は「家族・親戚」が最も多くなっています。

一方で「自分で解決する」、「相談しない」との回答もあり、被害が潜在化している状況が考えられます。

被害者への相談体制や支援体制を構築し、庁内の関係部署や県、関係機関などとの連携を強化します。

広報などで法や制度などを周知し、関係各課や関連機関と連携を強化し、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取り組みを進めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
42201 ★	DVや女性の抱える相談の実施及び関係機関との連携体制の充実	DVや女性の抱える悩み、家庭、児童に関する問題に対応する相談の実施及び関係機関との協力・連携体制を強化する。	子ども福祉課
42202	要保護児童に対する支援	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の早期発見や適切な保護など、関係機関との協力・連携のもと、適切な対応を図る。	子ども福祉課

**みなさんもはじめてみましょう**

☆DVの相談を受けたときはまず相談窓口を紹介しましょう。

☆あなたの周りでDVが疑われることがあった場合は、迷わず警察、市役所などへ連絡しましょう。

## 第3章

# 計画の推進

---



# 第3章 計画の推進

## 1. 計画の推進体制

本計画は、行政だけでなく市民や事業所、各種市民団体などの理解と協力のもと、一体となって施策や事業の推進に取り組んでいきます。

また、計画の進捗状況を把握するため進行管理を行い、今後の社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

### (1) 市民の参画

男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人ひとりが家庭や職場、地域社会において主体的に行動し、男女がともに、あらゆる場面で活躍していくことが期待されています。

市民は、男女共同参画についての理解を深め、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。そのため、市民は、本市が行う男女共同参画推進の施策に積極的に関わり、「男女共同参画社会の実現」を目指します。

### (2) 市民団体・事業所等との連携

市民団体や事業所は、その事業活動において積極的に男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。そのため、市民団体・事業所は、本市が行う男女共同参画推進の施策に協力し、「男女共同参画社会の実現」を推進します。

### (3) 庁内組織の強化

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野の広範囲にわたっています。これを着実に推進するためには、全庁的に行政課題として取り組むことが必要となります。

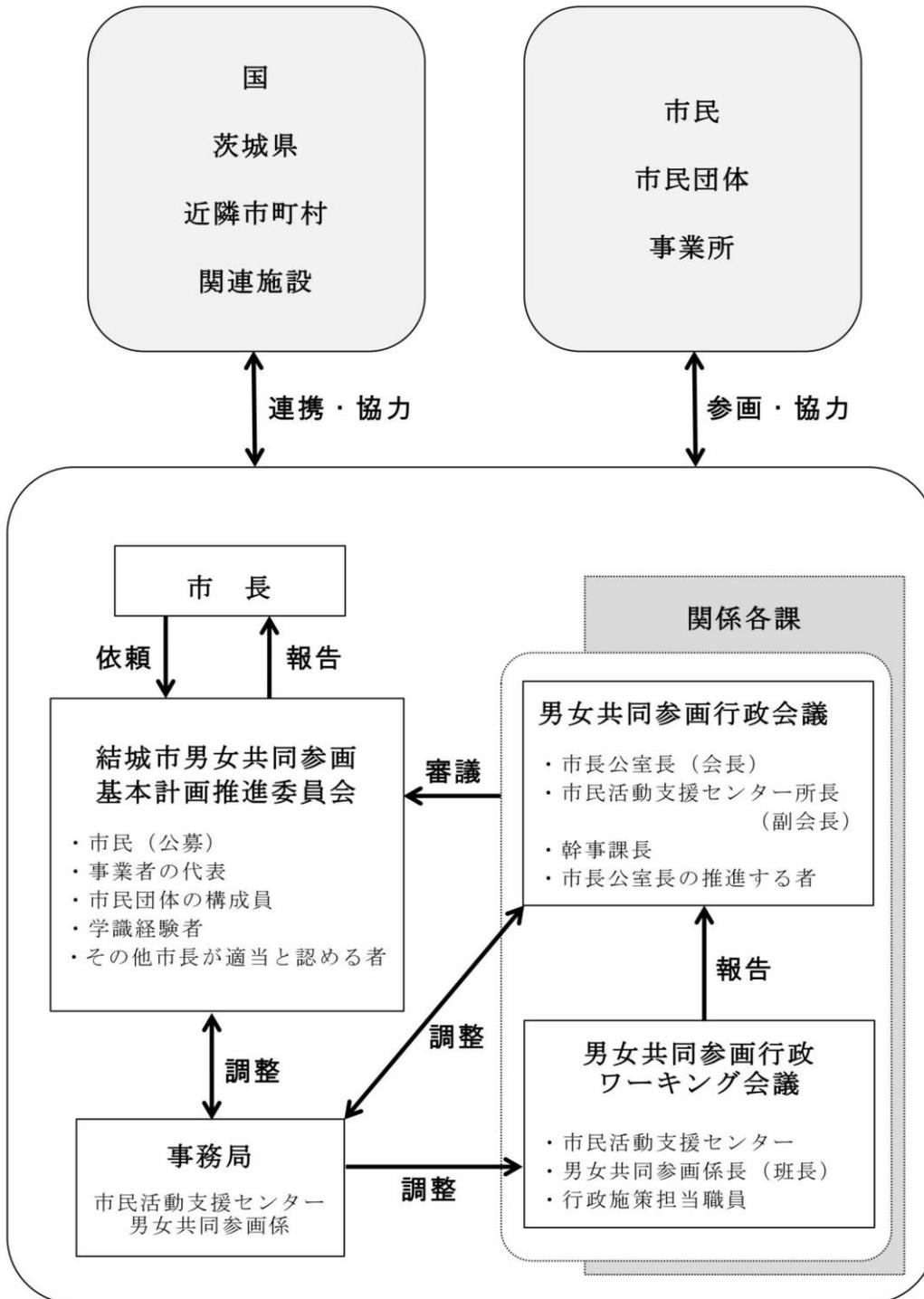
このため、市民活動支援センター男女共同参画係を事務局として、男女共同参画の推進に関わる施策を総合的かつ計画的に実施します。推進を図るために組織した「男女共同参画行政ワーキング会議」、 「男女共同参画行政推進会議」を中心に、関係各課のより一層の連携を図ります。

### (4) 国・県等関係機関との連携

男女共同参画の推進は、本市のみならず、近隣市町村、県、国も主要な課題として取り組んでいます。また、法律や制度などは、国や県の施策に負うものも多くあります。

このため、国や県、近隣市町村や関係機関とのネットワークの強化に努め、広く男女共同参画に関する情報収集を行い、講演会やセミナー、研修会、啓発事業を協力して行う体制づくりに努めます。

< 結城市男女共同参画推進体制図 >



## 2. 目標値の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標値を設定します。また、目標値は、市民、地域、事業所、市の連携・協力により達成するものです。

事業No.等	事業名称	目標数値の内容	担当課及び出典	現状値 (平成26年)	目標値 (平成32年)
11101	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関する様々な分野の講座に参加した人数(延べ)	市民活動支援センター	122人	150人
31102	男女共同参画に関する職員研修	出席率(欠席届提出者を除く)	市民活動支援センター	82.9%	100.0%
31101	審議会等への女性の参画促進	審議会等の女性登用率	市民活動支援センター	23.0%	30.0%
—	地域活動における女性の参加	自治会長(区長)に占める女性の割合	秘書課	2.1%	5.0%
31202	市男性職員の育児休業取得率	市男性職員の育児休業制度を取得した割合	総務課	0.0%	10.0%
32201	家族経営協定の推進	協定締結家族数	農政課	60件	65件
32202	女性農業者育成事業の充実	パウロニアクラブの会員数	農政課	32人	40人
41103	市民健康診査事業の充実	がん健診受診率	健康増進センター 保険年金課	23.8%	40.0%
		乳がん・子宮がん検診の受診した割合		乳がん 13.5% 子宮がん 12.6%	乳がん 30.0% 子宮がん 30.0%
41104	食生活改善推進員による健康支援	各教室における男性の参加率	健康増進センター	12.0%	20.0%
—	男女の平等感	しきたりや慣習において男女が「平等である」と回答した人の割合	意識調査	21.6%	30.0%
		職場において男女が「平等である」と回答した人の割合		21.0%	30.0%
		政治の場において男女が「平等である」と回答した人の割合		13.9%	30.0%



# 資料編

---



## 資料編

## 1. 計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成27年5月29日	第1回 男女共同参画行政推進会議
6月 5日	第1回 男女共同参画行政ワーキング会議
6月17日	第1回 男女共同参画基本計画推進委員会
6月23日	第1回 第2次結城市男女共同参画後期基本計画策定委員会
7月29日	第2回 男女共同参画行政推進会議
8月18日	第2回 第2次結城市男女共同参画後期基本計画策定委員会
8月28日	第2回 男女共同参画基本計画推進委員会
10月 6日	第3回 第2次結城市男女共同参画後期基本計画策定委員会
10月28日	第2回 男女共同参画行政ワーキング会議
10月30日	第3回 男女共同参画行政推進会議
11月17日	第4回 第2次結城市男女共同参画後期基本計画策定委員会
11月27日	第4回 男女共同参画行政推進会議
12月 8日	第3回 男女共同参画基本計画推進委員会
12月～1月	パブリックコメント
平成28年1月19日	第5回 男女共同参画行政推進会議
1月22日	第5回 第2次結城市男女共同参画後期基本計画策定委員会
1月26日	第4回 男女共同参画基本計画推進委員会
2月 9日	結城市男女共同参画基本計画推進委員会 答申
2月15日	庁議

## 2. 諮問書

(写)

結市セ諮問第1号

平成27年12月4日

男女共同参画基本計画推進委員会  
会 長 稲 葉 里 子 様

結城市長 前 場 文 夫

### 第2次結城市男女共同参画後期基本計画の策定について（諮問）

第2次結城市男女共同参画後期基本計画の策定にあたり、結城市男女共同参画推進条例第13条第3項の規定により下記のとおり意見を求めます。

### 記

#### 1 諮問内容

第2次結城市男女共同参画後期基本計画の策定に関する次に掲げる事項

- (1) 後期基本計画（案）の内容について
- (2) 後期基本計画の施策の推進にあたっての意見

#### 2 諮問理由

本市では、平成32年度を目標年次とする「第2次結城市男女共同参画基本計画」を平成23年3月に策定し、「人権の尊重と男女平等の実現」を基本理念として掲げて、男女共同参画社会の実現に向けてこの計画に基づき各種施策を実施して来ました。

この基本計画の計画期間の前期5年間は平成27年度をもって終了いたします。

この間、少子高齢化の進行や生活環境、社会経済情勢の変化に加え、東日本大震災による防災意識の高まりなどにより、市民の価値観やニーズも多様化し大きく変化しています。

こうした様々な問題に対応するため、市民参加のもと、平成28年度から平成32年度の5年間は計画期間とする「結城市第2次男女共同参画後期基本計画」の策定に関して諮問し、意見を求めるものです。

### 3. 答申書

(写)

平成 28 年 1 月 26 日

結城市長 前 場 文 夫 殿

男女共同参画基本計画推進委員会  
会 長 稲 葉 里 子

#### 第 2 次結城市男女共同参画後期基本計画について (答申)

平成 27 年 12 月 4 日付け結市セ諮問第 1 号で当委員会に諮問された第 2 次結城市男女共同参画後期基本計画 (案) について、審議した結果、下記事項の趣旨を十分に尊重され計画が進められることを要望し、原案のとおり答申する。

第 2 次結城市男女共同参画後期基本計画で掲げた目標の進捗状況を随時把握した上で、その情報を市民と共有し、効率的・効果的な施策の推進を図り、本市における男女共同参画社会の実現を目指されたい。

#### 記

- 1 男女共同参画社会の実現のため、さらに広く市民に理解を促すよう啓発に努められたい。
- 2 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の強化やポジティブアクションの確実な実施を図られたい。
- 3 働く男女が、ともに輝き働き続けられる環境の整備に努められたい。
- 4 DV (ドメスティック・バイオレンス) やハラスメントなどあらゆる暴力の防止に関して、市民への啓発強化や情報の発信に努められたい。

## 4. 第2次結城市男女共同参画後期基本計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 結城市における男女共同参画社会の実現を目指し、第2次結城市男女共同参画後期基本計画を策定することを目的として、第2次結城市男女共同参画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画後期基本計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に関する調査に関すること。
- (3) その他男女共同参画施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民（公募）
- (2) 市民団体の構成員
- (3) 女性団体の構成員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、支給しない。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室市民活動支援センター男女共同参画係において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

## 5. 第2次結城市男女共同参画後期基本計画策定委員会委員名簿

区 分	団 体 等	氏名
市民(公募)	公募	太田 美恵子
	公募	山崎 靖子
女性団体	ゆうき女性会議	古山 八重子
	ゆうき女性会議	佐藤 恵子
	ゆうき女性会議	野原 牧子
	ゆうき女性会議	山田 フジ江
	ゆうき女性会議	吉川 芳江
市民団体	結城市自治協力員連合会	塚原 林吉
	結城市民生委員・児童委員協議会	宮田 三郎
	北つくば農業協同組合結城青年部	猪瀬 勝則
	結城商工会議所	三木 貴之
	結城青年会議所	遠藤 大輔
	結城市PTA連絡協議会	熊倉 貞一
	結城市工場協会	小篠 真孝
	子育てサークル	外山 理江

## 6. 結城市男女共同参画基本計画推進委員会

※結城市男女共同参画推進条例の再掲

### 第3章 結城市男女共同参画基本計画推進委員会

#### (設置)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、結城市男女共同参画基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第18条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本計画の策定
- (2) 男女共同参画推進施策
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

#### (組織)

第19条 委員会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民（公募）
- (2) 事業者の代表
- (3) 市民団体の構成員
- (4) 知識経験者
- (5) その他市長が適当と認める者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満であってはならない。

#### (任期)

第20条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第21条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第22条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## 7. 結城市男女共同参画基本計画推進委員会委員名簿

区 分	団 体 等	氏名
市民（公募）	公募	倉持 章
	公募	江連 秀子
	公募	伊藤 成子
事業者	結城市工場協会	栗原 勝彦
	結城商工会議所女性会	人見 愛子
	結城青年会議所	松本 和也
	北つくば農業協同組合女性部	松本 恭代
市民団体	ゆうき女性会議	稲葉 里子
	結城市自治協力員連合会	滝田 昌孝
	結城市民生委員・児童委員協議会	河田 依子
	結城市PTA連絡協議会	飯島 浩明
	子育てサークル	福地 律子
知識経験者	白鷗大学経営学部・大学院経営学研究科教授	堀 真由美
市長が適当と認める者	茨城県ハーモニーカレッジ修了者	谷島 岩雄
	結城市校長会	森田 恵美子

## 8. 結城市男女共同参画行政推進会議設置要項

### (設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画行政に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、結城市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の規定を推進するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画行政施策に関する総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他、男女共同参画行政について必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長公室長、副会長は市民活動支援センター所長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者とし、任期は、当該年度1年とする。
- 4 市長公室長の推薦する者の任期は、当該年度1年とし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (男女共同参画行政ワーキング会議)

第6条 推進会議の目的を達成するため必要な調査、研究を行う男女共同参画行政ワーキング会議を別に置く。

- 2 男女共同参画行政ワーキング会議の運営について、必要な事項は別に定める。

### (事務局)

第7条 推進会議の事務局は、市長公室市民活動支援センターに置く。

### (委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

#### 付 則

この要項は、平成12年9月1日から施行する。

#### 付 則

この要項は、平成22年7月1日から施行する。

#### 付 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

## 9. 結城市男女共同参画行政推進会議委員名簿

区 分	委 員	氏 名
会 長	市長公室長	久保野谷 一成
副 会 長	市民活動支援センター所長	森山 敏幸
市長公室	総務課長	本多 武司
市民生活部	市民課長	高城 昌光
保健福祉部	社会福祉課長	増山 智一
産業経済部	農政課長	大塚 一郎
都市建設部	都市計画課長	野寺 一徳
教育委員会	学校教育課長	鈴木 昭一
市長公室長の 推薦する者	保健福祉部健康増進センター	外池 晴美
	保健福祉部保険年金課	齊藤 京子
	教育委員会生涯学習課	松本 弓子

## 10. 結城市男女共同参画行政ワーキング会議設置要項

### (設置)

第1条 結城市男女共同参画行政推進会議要項第6条に基づき、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画行政に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、結城市男女共同参画行政ワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 ワーキング会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画行政施策に関する調査、研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政について必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 ワーキング会議の委員は、別表に掲げるものをもって構成する。

- 2 ワーキング会議に班長を置き、班長に男女共同参画係長を充てる。
- 3 委員の任期は、当該年度1年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。

### (会議)

第4条 ワーキング会議は、班長が必要に応じて招集する。

- 2 班長は、必要があると認めるときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (事務局)

第5条 ワーキング会議の事務局は、市長公室市民活動支援センターに置く。

### (委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、ワーキング会議の運営について必要な事項は、班長が定める。

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この要項は、平成12年9月1日から施行する。

#### (結城市女性政策庁内連絡会議設置要項の廃止)

- 2 結城市女性政策庁内連絡会議設置要項は、廃止する。

### 付 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

### 付 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

### 付 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

## 11. 男女共同参画行政ワーキング会議委員名簿

部署	課名	職名	氏名
市長公室	総務課	主事	湯本 唯
	企画政策課	係長	宮田 敏江
市民生活部	市民課	係長	野村 健一
	防災交通課	主任	本多 正享
	人権推進課	係長	外山 直己
保健福祉部	社会福祉課	主幹	野口 栄
	子ども福祉課	主事	早川 茉実
	介護福祉課	主事	岡田 朋大
	健康増進センター	係長	宮城 由枝
産業経済部	農政課	主任	山口 明良
	産業振興課	主幹	川又 由貴
都市建設部	都市計画課	主任	森田 雅子
	下水道課	係長	濱野 秀幸
教育委員会	学校教育課	主任	稲葉 恭子
	生涯学習課	主幹	中川 孝弘
	スポーツ文化課	主事	梅井 由香里
	議会事務局	主幹	船橋 慶子
	農業委員会事務局	係長	上野 てるみ



## 13. 男女共同参画関連法等

## 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第178号  
最終改正 平成11年12月22日 同 第160号

## 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## (男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

## (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社

会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

(男女共同参画基本計画)

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域に

における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （施策の策定等に当たっての配慮）

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### （国民の理解を深めるための措置）

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### （苦情の処理等）

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### （調査研究）

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### （国際的協調のための措置）

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### （地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が

男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

#### （設置）

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### （所掌事務）

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### （組織）

**第23条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### （議長）

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

#### （議員）

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることのできる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第一項及び第五項、第14条第三項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 茨城県男女共同参画推進条例

平成13年3月28日条例第1号

### 全文

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさや心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (基本理念)

**第3条** 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

#### (県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

#### (県民の責務)

**第5条** 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

**第7条** 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

**第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策**  
(基本計画)

**第8条** 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

**第9条** 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行

うものとする。

(調査研究等)

**第10条** 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

**第11条** 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

**第12条** 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

**第13条** 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

**第14条** 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

**第15条** 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

**第16条** 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の四第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

**(男女共同参画の状況についての報告等)**

**第17条** 知事は、男女共同参画の推進に必要ながあると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

**(男女共同参画の状況等の公表)**

**第18条** 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

**第3章 性別による権利侵害の禁止**

**第19条** 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

**付 則****(施行期日)**

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。  
(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

**結城市男女共同参画推進条例**

平成23年3月30日 条例第6号

**全文**

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。

昭和50年の「国際婦人年」をきっかけに、真の男女平等を目指す世界的なうねりの中、日本では平成11年に「男女共同参画社会基本法」が成立し、今日まで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました。

結城市においても、平成14年に「人権の尊重と男女平等の実現」を基本理念とする「結城市男女共同参画基本計画(たままゆプラン)」を策定し、平成16年には「男女共同参画都市」を宣言し、男女共同参画社会の形成を目指してきました。

しかし、固定的な役割分担意識や根強く残る社会的慣習が存在しており、真の男女平等の実現にはなお一層の取組が必要とされています。

今後、少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来、国際化による社会経済の変化や格差の拡大により、仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)等の新たな社会の仕組みづくりが強く求められており、本市では、緑豊かな自然、歴史あふれるまち、あたたかな心かよう協働のまちづくりを推進していきます。

本市の男女共同参画社会の実現を、市の最重要課題の一つとして位置づけ、一人ひとりの命が大切にされ、個性と能力が発揮でき安心して生きいきと快適に暮らすことができるように、市、市民、事業者及び市民団体が一体となり、男女共同参画社会の推進に取り組むことを決意し、ここに条例を制定します。

**第1章 総則****(目的)**

**第1条** この条例は、男女共同参画社会の推進に必要な基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

**(定義)**

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語

の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利を問わず、市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市内において自治会、PTA等地域社会において住民の教育・福祉の向上のための活動を行う団体をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的及び性的暴力行為をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

#### (基本理念)

**第3条** 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女の性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会における制度又は慣行にとらわれることなく、自らの意思において多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、子育て及び介護をはじめとする家庭生活における役割を共有し、就労をはじめとする社会生活との両立を行うことができること。

- (5) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展に鑑み、国際的協調の下に行うこと。

#### (市の責務)

**第4条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び市民団体(以下「市民等」という。)が行う男女共同参画推進のための活動を支援するとともに、国、県その他の自治体と連携及び協力を図り、男女共同参画の推進に努めなければならない。

3 市は、男女共同参画推進施策を進めるための必要な体制を整えるとともに、予算上の措置を講じなければならない。

#### (市民の責務)

**第5条** 市民は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

**第6条** 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進に関し、積極的に改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、職業生活と家庭生活その他の生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

#### (市民団体の責務)

**第7条** 市民団体は、男女共同参画の推進に努めるとともに、当該団体の運営や活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

**(教育における男女共同参画への責務)**

**第8条** 家庭、職場、学校、地域その他の社会において行われる教育に携わる者は、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮するよう努めなければならない。

**(性別による権利侵害の禁止)**

**第9条** 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、男女間における暴力的行為（ドメスティック・バイオレンス）を行ってはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

**(公衆に表示する情報における人権の配慮)**

**第10条** 何人も、公衆に表示する情報において、男女間における暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメントを助長し、又は連想させる表現を行わないよう配慮し、人権の尊重に努めなければならない。

**(生涯にわたる健康への支援)**

**第11条** 市は、男女がお互いの性を理解し、尊重するとともに、生涯にわたる健康の保持が図れるよう、学習の機会及び情報の提供その他の必要な支援の実施に努めなければならない。

**(国際的な理解及び協力のための支援)**

**第12条** 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する国際的な理解及び協力を図るための活動に対し、情報の収集及び提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

**第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策****(基本計画)**

**第13条** 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、結

城市男女共同参画基本計画推進委員会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画を変更する場合についても準用する。

**(実施状況の公表)**

**第14条** 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について、市の広報等において、これを公表するものとする。

**(調査及び研究)**

**第15条** 市は、男女共同参画の推進に必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の調査研究の結果を公表するものとする。

**(苦情及び相談への対応)**

**第16条** 市民等は、市長に対し、次に掲げる事項に係る苦情及び相談を申し出ることができる。

(1) 男女共同参画に係る人権侵害に関すること。

(2) 男女共同参画推進施策に関すること。

2 市長は、前項に規定する申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

**第3章 結城市男女共同参画基本計画推進委員会****(設置)**

**第17条** 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、結城市男女共同参画基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**(所掌事務)**

**第18条** 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1) 基本計画の策定

(2) 男女共同参画推進施策

(3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

**(組織)**

**第19条** 委員会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が

委嘱する。

- (1) 市民（公募）
- (2) 事業者の代表
- (3) 市民団体の構成員
- (4) 知識経験者
- (5) その他市長が適当と認める者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満であってはならない。

(任期)

第20条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第21条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## 第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に定められている「結城市男女共同参画基本計画」は、この条例の第13条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

## 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律

公布：平成13年4月13日法律第31号  
最終改正：平成26年4月23日法律第28号

全文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事

実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第1章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

**第2条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

**第2条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

#### (配偶者暴力相談支援センター)

**第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

#### (婦人相談員による相談等)

**第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

#### (婦人保護施設における保護)

**第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

**第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

**第7条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

**第8条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

**第8条之二** 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

**第8条之三** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第百29号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第9条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関そ

他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

**第9条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第4章 保護命令

#### (保護命令)

**第10条** 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につ

きまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発

した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

**第11条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の

各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

**第12条** 第10条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第10条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第10条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の二第一項

の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

**第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

**第15条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記

官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

**第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

**第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令

の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第10条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第10条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

**第18条** 第10条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第二項(第18条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第5章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

**第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

**第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力

の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

**第25条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

**第26条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

**第27条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第3条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

**第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した

費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの  
二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第5章の二 補則

(この法律の準用)

**第28条の二** 第2条及び第1章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第一項から第四項まで、第11条第二項第二号、第12条第一項第一号から第四号まで及び第18条第一項	配偶者	第28条の二規定する関係にある相手
第10条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の二に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

**第29条** 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 第12条第一項(第18条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の二において読み替えて準用する第12条第一項(第28条の二において準用する第18条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

### 附則抄

#### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

**第2条** 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第一項第四号並びに第14条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### (検討)

**第3条** この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附則(平成16年6月2日法律第64号)

#### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第一項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

#### (検討)

**第3条** 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附則(平成19年7月11日法律第113号)抄

#### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

### 附則(平成25年7月3日法律第72号)抄

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

### 附則(平成26年4月23日法律第28号)抄

#### (施行期日)

**第1条** この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第一項の改正規定並びに附則第4条第一項及び第二項、第14条並びに第19条の規定公布の日
- 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

**(政令への委任)**

**第19条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**

平成27年9月4日法律第64号

**第1章 総則**

**(目的)**

**第1条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

**(基本原則)**

**第2条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動

について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

**第4条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

### (基本方針)

**第5条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

**第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

**第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する

る取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

**第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

### (基準に適合する一般事業主の認定)

**第9条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

### (認定一般事業主の表示等)

**第10条** 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

### (認定の取消し)

**第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

#### (委託募集の特例等)

**第12条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の三第一項及び第三項、第5条の四、第39条、第41条第二項、第48条の三、第48条の四、第50条第一項及び第二項並びに第51条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をし

て労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第二項及び第42条の二の規定の適用については、同法第36条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の二中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第13条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

**第14条** 国は、第8条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第3節 特定事業主行動計画

**第15条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における

活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### （職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### （財政上の措置等）

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### （国等からの受注機会の増大）

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調

達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

#### （啓発活動）

**第21条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### （情報の収集、整理及び提供）

**第22条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### （協議会）

**第23条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### （秘密保持義務）

**第24条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （協議会の定める事項）

**第25条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第5章 雑則

#### （報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

**第26条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### （権限の委任）

**第27条** 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### （政令への委任）

**第28条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

### 第6章 罰則

**第29条** 第12条第五項において準用する職業安定法第41条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第四項の規定に違反した者

二 第24条の規定に違反した者

**第31条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第五項において準用する職業安定法第37条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第五項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

**第32条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第二項の規定に違反した者
- 二 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第33条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第34条** 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附則抄

### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

### (この法律の失効)

**第2条** この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、

同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

### (政令への委任)

**第3条** 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### (検討)

**第4条** 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## 第2次結城市男女共同参画後期基本計画

平成28年3月

発行・編集／結城市市長公室 市民活動支援センター 男女共同参画係  
〒307-0001  
茨城県結城市大字結城7473  
結城市役所駅前分庁舎（しるくろーど3階）  
TEL 0296-54-7008 FAX 0296-54-7009  
URL <http://www.city.yuki.lg.jp/page/dir000694.html>